議会8月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会8月定例会提出議案

議案番号	議件名
1 1	専決処分について 専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について
1 2	専決処分について 専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広 域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正 について
1 3	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
1 4	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
1 5	平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第11号

専決処分について

下記事件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

記

専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号)の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成22年3月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例

> 平成22年3月25日 条例第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年新潟 県後期高齢者医療広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

- 第7条の2 任命権者は、当該職員の給与について定める地方公共団体の条例の規定により支給割合を引き上げた時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第11条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条に規定する休日及び第11条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。
- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間 には、特に勤務をすることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務す ることを要しない。

第11条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「(休日を除く。)」を「(第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)」に改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第12号

専決処分について

下記事件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

記

専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及 び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部 改正について 専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号)及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号)の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成22年6月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県 後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平成22年6月25日

条例第6号

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正) 第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)」を削る。

第9条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年新潟 県後期高齢者医療広域連合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」に改め、同条各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として 条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第7条中「次に掲げる」を「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」に改め、同条各号を削る。

第8条第1号中「育児短時間勤務」の次に「(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を加え、「第11条第2号」を「第11条第1号」に改め、同条第4号中「第11条第3号」を「第11条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第11条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第15条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による 短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第16条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分 休業をいう。以下同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の規定による請求、同条例第9条第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。
- 3 施行日前に改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第 3条第4号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それ ぞれ改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第3条第4 号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

議案第13号

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第14号

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第15号

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) は、別紙のとおりとする。

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成21年度

新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計及び後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算審査意見書

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員

新広監第5 平成22年 7月23日

新潟県後期高齢者医療広域連合 連合長 篠田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合

監査委員 富樫

監査委員 高野

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算審査意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第 233条第2項の規定により、審査に付された平成21年度新潟県後期高齢者 医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類、そ の他政令で定める書類について審査したので、その結果について次のとおり意 見を提出する。

目 次

第	1.	審査	の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	2.	審査	の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第:	3.	審査	の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第△	4.	審査	の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第:	5.	審査	の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
-	1.	総括		2
		(1)	決算規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		(2)	決算収支の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		(3)	予算執行の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	2.	一般	会計 •••••	4
		(1)	歳入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		(2)	歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	3.	後期	高齢者医療特別会計・・・・・・・・・・・・ 1	1
		(1)	歳入 ・・・・・・・・・・・・・・1	1
		(2)	歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・1	8
۷	4.	財産	2	5
Ę	5.	むす	U · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
	(注		比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。	
		2	比率「0.0」は該当数字があるが表示単位未満のもの、「一」は該当数	
			値のないもの、「△」は減またはマイナスである。	
		3	構成比率(%)は、合計が100.0となるように一部調整した。	
	1			

平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 平成21年度 新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 2 平成21年度 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成22年6月28日から平成22年7月5日

第3 審査の方法

平成21年度一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び決算付属書類、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合するとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された平成21年度一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び決算付属書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であり、各会計の歳入歳出予算の執行についても適正であると認められた。

第5 審査の概要

1 総括

(1) 決算規模

【総計決算額】

(単位:円)

区分	歳入	歳出	歳入歳出差引額
一般会計決算額	3, 364, 335, 297	3, 310, 693, 576	53, 641, 721
特別会計決算額	239, 441, 089, 013	229, 201, 911, 337	10, 239, 177, 676
合計	242, 805, 424, 310	232, 512, 604, 913	10, 292, 819, 397

平成21年度の決算規模は上の表のとおりである。一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、歳入総額2,428億542万4,310円、歳出総額2,325億1,260万4,913円となっている。

【純計決算額】

(単位:円)

区分	歳入	歳出	歳入歳出差引額
一般会計決算額	2, 390, 712, 167	2, 337, 070, 446	53, 641, 721
特別会計決算額	239, 441, 089, 013	229, 201, 911, 337	10, 239, 177, 676
合計	241, 831, 801, 180	231, 538, 981, 783	10, 292, 819, 397

一般会計決算額の中には、一般会計から特別会計への繰出金 9 億 7,362 万 3,130 円が含まれている。これを歳入及び歳出から控除した純計決算額 は上の表のとおりである。

(2) 決算収支の状況

【一般会計及び特別会計収支状況】 (単位:円)

区分	一般会計	特別会計	総計決算額
①歳入総額	3, 364, 335, 297	239, 441, 089, 013	242, 805, 424, 310
②歳出総額	3, 310, 693, 576	229, 201, 911, 337	232, 512, 604, 913
③形式収支(①-②)	53, 641, 721	10, 239, 177, 676	10, 292, 819, 397
④翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0
⑤実質収支 (③-④)	53, 641, 721	10, 239, 177, 676	10, 292, 819, 397
⑥前年度実質収支	135, 795, 478	9, 678, 333, 143	9, 814, 128, 621
⑦単年度収支(⑤-⑥)	△82, 153, 757	560, 844, 533	478, 690, 776

平成21年度の一般会計及び特別会計の総計決算額の形式収支及び実質収 支は102億9,281万9,397円の黒字となった。また、単年度収支は、4億7,869 万776円となった。

(3) 予算執行の状況

【予算執行状況】

(単位:円・%)

^{区分} 予算現額			歳入	歳出		
会計別	(A)	調定額(B)	収入済額(C)	収入率 (C/A)	支出済額(D)	執行率 (D/A)
一般会計	3, 376, 531, 000	3, 364, 335, 297	3, 364, 335, 297	99. 6	3, 310, 693, 576	98. 1
特別会計	251, 400, 662, 000	239, 441, 089, 013	239, 441, 089, 013	95. 2	229, 201, 911, 337	91. 2
合計	254, 777, 193, 000	242, 805, 424, 310	242, 805, 424, 310	95. 3	232, 512, 604, 913	91. 3

2 一般会計

(1) 歳入

平成 21 年度の一般会計決算額は、予算現額 33 億 7,653 万 1,000 円、収入済額 33 億 6,433 万 5,297 円で、予算現額に対する収入率は 99.6% となっている。 決算額を前年度と比較すると次のとおりである。

【歳入年度比較表】

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額
平成21年度	3, 376, 531, 000	3, 364, 335, 297	3, 364, 335, 297	0	0
平成20年度	2, 985, 095, 000	2, 997, 541, 265	2, 997, 541, 265	0	0
比較増減額	391, 436, 000	366, 794, 032	366, 794, 032	0	0
増減率	13. 1	12. 2	12. 2	0	0

収入済額は、前年度に比べ、3億6,679万4,032円(12.2%)増加した。 款別の収入状況は次のとおりである。

【款別収入状況及び構成比率表】

(単位:円・%)

	平成 21 年度		平成 20 年度		比較増減	
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
分担金及び 負担金	936, 500, 000	27. 9	1, 008, 600, 000	33. 7	△72, 100, 000	△7. 1
国庫支出金	2, 245, 387, 089	66.8	1, 864, 501, 791	62. 2	380, 885, 298	20. 4
財産収入	830, 186	0.0	1, 369, 920	0.0	△539, 734	△39. 4
繰入金	41, 114, 010	1.2	18, 486, 500	0.6	22, 627, 510	122. 4
繰越金	135, 795, 478	4. 0	103, 051, 580	3. 4	32, 743, 898	31.8
諸収入	4, 708, 534	0. 1	1, 531, 474	0. 1	3, 177, 060	207. 5
合計	3, 364, 335, 297	100.0	2, 997, 541, 265	100.0	366, 794, 032	12. 2

款別の決算額で前年度に比べ増加したものは、国庫支出金 3 億 8,088 万 5,298 円 (20.4%)、繰入金 2,262 万 7,510 円 (122.4%)、繰越金 3,274 万 3,898 円 (31.8%)、諸収入 317 万 7,060 円 (207.5%)である。

一方、減少したのは、分担金及び負担金 7,210 万円(7.1%)、財産収入 53 万 9,734 円(39.4%)だった。

款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第1款》 分担金及び負担金

(単位:円・%)

区分年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入 未済額
平成21年度	936, 500, 000	936, 500, 000	936, 500, 000	0	0
平成20年度	1, 008, 600, 000	1, 008, 600, 000	1, 008, 600, 000	0	0
比較増減額	△72, 100, 000	△72, 100, 000	△72, 100, 000	0	0
増減率	△7. 1	△7. 1	△7. 1	0	0

分担金及び負担金の収入済額は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約に基づ く構成市町村からの事務費負担金であり、事務経費の減により前年度に比べ 7,210万円(7.1%)減少した。

《第2款》 国庫支出金

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額
平成21年度	2, 252, 542, 000	2, 245, 387, 089	2, 245, 387, 089	0	0
平成20年度	1, 853, 598, 000	1, 864, 501, 791	1, 864, 501, 791	0	0
比較増減額	398, 944, 000	380, 885, 298	380, 885, 298	0	0
増減率	21.5	20. 4	20. 4	0	0

国庫支出金の収入済額は、後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化事業分)38 万5,000 円、特別調整交付金272 万円、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金22億4,228万2,089円であり、前年度に比べ3億8,088万5,298円(20.4%)増加した。

《第3款》 財産収入

区分 年度	予算現額 (A)	調定額(B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額
平成21年度	1,000,000	830, 186	830, 186	0	0
平成20年度	1,700,000	1, 369, 920	1, 369, 920	0	0
比較増減額	△700, 000	△539, 734	△539, 734	0	0
増減率	△41. 2	△39. 4	△39. 4	0	0

財産収入の収入済額は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子 83 万 186 円であり、前年度に比べ 53 万 9,734 円 (39.4%)減少した。

《第4款》 繰入金

(単位:円・%)

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額	収入未済額
平成21年度	50, 150, 000	41, 114, 010	41, 114, 010	0	0
平成20年度	18, 050, 000	18, 486, 500	18, 486, 500	0	0
比較増減額	32, 100, 000	22, 627, 510	22, 627, 510	0	0
増減率	177.8	122. 4	122. 4	0	0

繰入金の収入済額は、後期高齢者医療制度臨時特例基金から広報経費及び市町村への後期高齢者医療制度特別対策補助金に充当する額を取り崩した額 4,111 万 4,010 円であり、前年度に比べ、2,262 万 7,510 円 (122.4%)増加した。

《第5款》 繰越金

(単位:円・%)

医分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入 未済額
平成21年度	135, 795, 000	135, 795, 478	135, 795, 478	0	0
平成20年度	103, 051, 000	103, 051, 580	103, 051, 580	0	0
比較増減額	32, 744, 000	32, 743, 898	32, 743, 898	0	0
増減率	31.8	31.8	31.8	0	0

前年度決算で生じた剰余金であり、収入済額は前年度に比べ

3,274万3,898円(31.8%)増加した。

《第6款》 諸収入

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額
平成21年度	544, 000	4, 708, 534	4, 708, 534	0	0
平成20年度	96, 000	1, 531, 474	1, 531, 474	0	0
比較増減額	448, 000	3, 177, 060	3, 177, 060	0	0
増減率	466. 7	207. 5	207. 5	0	0

諸収入の収入済額は、歳計現金の運用に伴う預金利子 46 万 239 円、職員宿舎利用者負担分 14 万 400 円、職員駐車場利用者負担分 13 万 7,040 円、複写機利用料 2,040 円、重度心身障害者医療費助成事業費補助金 396 万 8,815 円であり、前年度に比べ 317 万 7,060 円 (207.5%) 増加した。

重度心身障害者医療費助成事業費補助金は県単医療費助成事業に係る高額療養費及び高額介護合算療養費システムの構築に係る県補助金であり、今年度初めて収入があった。

(2) 歳出

平成 21 年度の一般会計決算額は、予算現額 33 億 7,653 万 1,000 円、支出済額 33 億 1,069 万 3,576 円、不用額 6,583 万 7,424 円で、執行率 98.1%となっている。決算額を前年度と比較すると、次のとおりである。

【歳出年度別比較表】

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成 21 年度	3, 376, 531, 000	3, 310, 693, 576	0	65, 837, 424	98. 1
平成 20 年度	2, 985, 095, 000	2, 861, 745, 787	0	123, 349, 213	95. 9
比較増減額	391, 436, 000	448, 947, 789	0	△57, 511, 789	2. 2
増減率	13. 1	15. 7	0	△46. 6	_

支出済額は、前年度に比べ 4 億 4,894 万 7,789 円 (15.7%) の増加、執行率では 2.2 ポイントの増加である。 款別の支出状況は、次のとおりである。

【款別支出状況及び構成比率表】

(単位:円・%)

	平成 21 4	平成 21 年度		F.度	比較増減		
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率	
議会費	1, 063, 630	0.0	1, 080, 389	0.0	△16, 759	△1.6	
総務費	3, 309, 629, 946	100.0	2, 860, 665, 398	100.0	448, 964, 548	15. 7	
公債費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合計	3, 310, 693, 576	100.0	2, 861, 745, 787	100.0	448, 947, 789	15. 7	

款別の決算額で前年度に比べ増加したものは、総務費 4 億 4,896 万 4,548 円 (15.7%)であった。減少したのは議会費 1 万 6,759 円 (1.6%) である。

款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第1款》 議会費

(単位:円・%)

区分年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰 越額(C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成21年度	1, 572, 000	1, 063, 630	0	508, 370	67. 7
平成20年度	1, 539, 000	1, 080, 389	0	458, 611	70. 2
比較増減額	33, 000	△16, 759	0	49, 759	△2. 5
増減率	2. 1	△1.6	0	10.8	_

議会費は、広域連合議会の運営に要する経費を支出したもので、支出済額は 前年度に比べ、1万6,759円(1.6%)の減少である。

《第2款》 総務費

(単位:円・%)

年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額(C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成21年度	3, 374, 659, 000	3, 309, 629, 946	0	65, 029, 054	98. 1
平成20年度	2, 983, 256, 000	2, 860, 665, 398	0	122, 590, 602	95. 9
比較増減額	391, 403, 000	448, 964, 548	0	△57, 561, 548	2. 2
増減率	13. 1	15. 7	0	△47. 0	-

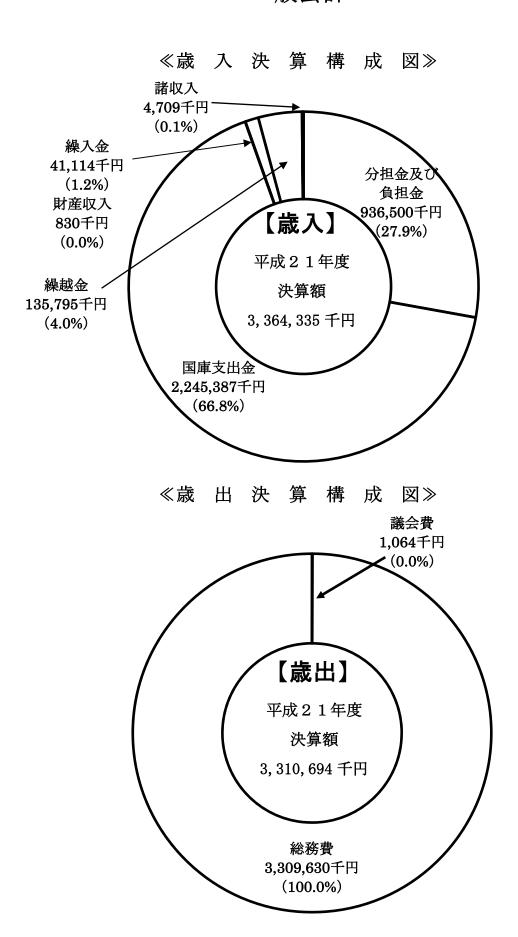
総務費は、広域連合の運営に要する経費を支出したもので、支出済額は前年 度に比べ、4億4,896万4,548円(15.7%)の増加である。

1 項総務管理費の主なものは、特別会計事務費繰出金9億7,362万3,130円、派遣職員人件費等負担金5,983万438円、広報チラシ等作成業務委託料558万6,000円、後期高齢者医療制度特別対策補助金764万3,000円、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金22億4,311万2,275円である。

2項選挙費は2万2,700円、3項監査委員費は15万6,120円の支出済額である。

なお、《第3款》公債費及び《第4款》予備費については、支出がなかったため予算現額の全額が不用額となった。

一般会計



3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

平成 21 年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、予算現額 2,514 億 66 万 2,000 円、収入済額 2,394 億 4,108 万 9,013 円で、収入率 95.2% となっている。 決算額を前年度と比較すると次のとおりである。

【歳入年度比較表】

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額	収入未済額
平成21年度	251, 400, 662, 000	239, 441, 089, 013	239, 441, 089, 013	0	0
平成20年度	209, 076, 579, 000	202, 360, 395, 809	202, 360, 395, 809	0	0
比較増減額	42, 324, 083, 000	37, 080, 693, 204	37, 080, 693, 204	0	0
増減率	20. 2	18. 3	18. 3	0	0

収入済額は、前年度に比べ、370 億 8,069 万 3,204 円 (18.3%) 増加した。 款別の収入状況は次のとおりである。

【款別収入状況及び構成比率表】

(単位:円・%)

	平成 21 年度	i L	平成 20 年度	Ę	比較増減	
	決算額	構成比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
市町村支出金	37, 277, 147, 472	15. 6	34, 337, 988, 543	17. 0	2, 939, 158, 929	8.6
国庫支出金	79, 094, 820, 640	33. 0	68, 467, 944, 185	33. 8	10, 626, 876, 455	15. 5
県支出金	18, 070, 194, 522	7. 6	16, 366, 556, 234	8. 1	1, 703, 638, 288	10. 4
支払基金交付金	92, 466, 127, 000	38. 6	81, 447, 334, 000	40. 3	11, 018, 793, 000	13. 5
特別高額医療費 共同事業交付金	18, 543, 189	0. 0	13, 738, 583	0.0	4, 804, 606	35. 0
繰入金	2, 679, 308, 078	1. 1	1, 673, 133, 553	0.8	1, 006, 174, 525	60. 1
繰越金	9, 678, 333, 143	4. 0	-	-	9, 678, 333, 143	皆増
県財政安定化 基金借入金	0	_	0	-	-	-
諸収入	156, 614, 969	0. 1	53, 698, 734	0.0	102, 916, 235	191. 7
寄附金	-	-	1, 977	0.0	△1,977	皆減
合計	239, 441, 089, 013	100.0	202, 360, 395, 809	100.0	37, 080, 693, 204	18. 3

寄附金を除いて款別の決算額はすべて増加した。 款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第1款》 市町村支出金

(単位:円・%)

医分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入 未済額
平成21年度	38, 994, 849, 000	37, 277, 147, 472	37, 277, 147, 472	0	0
平成20年度	35, 685, 703, 000	34, 337, 988, 543	34, 337, 988, 543	0	0
比較増減額	3, 309, 146, 000	2, 939, 158, 929	2, 939, 158, 929	0	0
増減率	9.3	8.6	8.6	0	0

内訳 (単位:円・%)

		平成 21 年度		平成 20 年度		比較増減	
		決算額	構成 比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
	市町村負担金	37, 277, 147, 472	100.0	34, 337, 988, 543	100.0	2, 939, 158, 929	8.6
内	保険料等負担金	18, 771, 403, 852	50. 4	18, 007, 014, 543	52. 4	764, 389, 309	4. 2
訳	療養給付費負担金	18, 505, 743, 620	49. 6	16, 330, 974, 000	47. 6	2, 174, 769, 620	13. 3
	合計	37, 277, 147, 472	100.0	34, 337, 988, 543	100.0	2, 939, 158, 929	8. 6

市町村支出金は、被保険者から納付された保険料等負担金と市町村が負担する療養給付費負担金から構成されているものであり、前年度に比べ29億3,915万8,929円(8.6%)増加した。

《第2款》 国庫支出金

(単位:円・%)

年度 区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入 未済額
平成21年度	79, 410, 474, 000	79, 094, 820, 640	79, 094, 820, 640	0	0
平成20年度	68, 824, 956, 000	68, 467, 944, 185	68, 467, 944, 185	0	0
比較増減額	10, 585, 518, 000	10, 626, 876, 455	10, 626, 876, 455	0	0
増減率	15. 4	15. 5	15. 5	0	0

内訳 (単位:円·%)

		平成 21 年度	į	平成 20 年度		比較増減	
		決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
	国庫負担金	57, 228, 097, 596	72. 4	48, 642, 525, 751	71. 0	8, 585, 571, 845	17. 7
内	療養給付費負担金	56, 701, 461, 396	71. 7	48, 210, 740, 898	70.4	8, 490, 720, 498	17. 6
訳	高額医療費負担金	526, 636, 200	0.7	431, 784, 853	0.6	94, 851, 347	22. 0
	国庫補助金	21, 866, 723, 044	27.6	19, 825, 418, 434	29. 0	2, 041, 304, 610	10.3
	調整交付金	21, 712, 667, 000	27. 5	18, 832, 552, 000	27. 5	2, 880, 115, 000	15. 3
内	後期高齢者医療制度事業費補助金	112, 650, 877	0. 1	105, 058, 193	0. 2	7, 592, 684	7. 2
訳	高齢者医療制度円滑運営事業補助金	41, 405, 167	0.0	887, 808, 241	1.3	△846, 403, 074	△95. 3
	合計	79, 094, 820, 640	100.0	68, 467, 944, 185	100.0	10, 626, 876, 455	15. 5

国庫支出金は、国が事業の経費の一部を負担するこことされている国庫負担金、 国が特定の事業を奨励するため、又は地方公共団体の財政上の特別な必要に基づい て支出する国庫補助金から構成されているものであり、前年度に比べ106億2,687 万6,455円(15.5%)増加した。

国庫負担金の内訳は、療養給付費負担金(567 億 146 万 1,396 円)、高額医療費負担金(5 億 2,663 万 6,200 円)である。

国庫補助金の内訳は、調整交付金(217 億 1,266 万 7,000 円)、後期高齢者医療制度事業費補助金(1 億 1,265 万 877 円)、高齢者医療制度円滑運営事業補助金(4,140 万 5,167 円)である。

なお、国庫支出金のうち、高齢者医療制度円滑運営事業補助金は平成20年度交付分の精算による不足分の追加交付のみである。

《第3款》 県支出金

区分 年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額
平成21年度	19, 598, 490, 000	18, 070, 194, 522	18, 070, 194, 522	0	0
平成20年度	16, 749, 531, 000	16, 366, 556, 234	16, 366, 556, 234	0	0
比較増減額	2, 848, 959, 000	1, 703, 638, 288	1, 703, 638, 288	0	0
増減率	17. 0	10. 4	10. 4	0	0

内訳 (単位:円・%)

		平成 21 年度	.	平成 20 年度	:	比較増減	Ç
		決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
	県負担金	18, 070, 194, 522	100.0	16, 366, 556, 234	100. 0	1, 703, 638, 288	10. 4
内	療養給付費負担金	17, 532, 882, 658	97. 0	15, 948, 877, 385	97. 4	1, 584, 005, 273	9. 9
訳	高額医療費負担金	537, 311, 864	3. 0	417, 678, 849	2.6	119, 633, 015	28. 6
	合計	18, 070, 194, 522	100.0	16, 366, 556, 234	100.0	1, 703, 638, 288	10. 4

県支出金は、県が事業の経費の一部を負担することとされている負担金等のことであり、前年度に比べ17億363万8,288円(10.4%)増加した。

県負担金の内訳は、療養給付費負担金(175 億 3,288 万 2,658 円)、高額医療費負担金(5 億 3,731 万 1,864 円)である。

《第4款》 支払基金交付金

(単位:円・%)

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	調定額 収入済額 (C)		不納 欠損額	収入 未済額
平成21年度	100, 507, 509, 000	92, 466, 127, 000	92, 466, 127, 000	0	0
平成20年度	85, 940, 567, 000	81, 447, 334, 000	81, 447, 334, 000	0	0
比較増減額	14, 566, 942, 000	11, 018, 793, 000	11, 018, 793, 000	0	0
増減率	17. 0	13. 5	13.5	0	0

支払基金交付金は、若年者の保険料を財源として社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で、前年度に比べ 110 億 1,879 万 3,000 円 (13.5%) 増加した。

《第5款》 特別高額医療費共同事業交付金

(単位:円・%)

区分年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額	収入未済額
平成21年度	44, 500, 000	18, 543, 189	18, 543, 189	0	0
平成20年度	44, 500, 000	13, 738, 583	13, 738, 583	0	0
比較増減額	0	4, 804, 606	4, 804, 606	0	0
増減率	_	35. 0	35. 0	0	0

特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費が発生した際に交付されるもので、前年度に比べ480万4,606円(35.0%)増加した。

《第6款》 繰入金

(単位:円·%)

区分 年度	予算現額 (A)			不納欠損額	収入未済額
平成21年度	2, 973, 133, 000	2, 679, 308, 078	2, 679, 308, 078	0	0
平成20年度	1, 733, 949, 000	1, 673, 133, 553	1, 673, 133, 553	0	0
比較増減額	1, 239, 184, 000	1, 006, 174, 525	1, 006, 174, 525	0	0
増減率	71. 5	60. 1	60. 1	0	0

内訳 (単位:円・%)

	平成 21 年度		į.	平成 20 年度	į.	比較増減		
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率		
_	一般会計繰入金	973, 623, 130	36. 3	856, 848, 605	51. 2	116, 774, 525	13. 6	
	基金繰入金	1, 705, 684, 948	63. 7	816, 284, 948	48.8	889, 400, 000	109. 0	
	合計	2, 679, 308, 078	100.0	1, 673, 133, 553	100.0	1, 006, 174, 525	60. 1	

繰入金は、一般会計からの事務費繰入金、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの低所得者及び被扶養者保険料軽減分への補てん財源としての繰入金で構成されており、前年度に比べ10億617万4,525円(60.1%)増加した。

《第7款》 繰越金

(単位:円・%)

区分年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入 未済額
平成21年度	9, 678, 333, 000	9, 678, 333, 143	9, 678, 333, 143	0	0

制度開始初年度の平成20年度決算で生じた剰余金を平成21年度に収納するものであり、前年度は存在しない。

《第8款》 県財政安定化基金借入金

未利用のため、収入がなかった。

《第9款》 諸収入

区分年度	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額	収入未済額
平成21年度	193, 373, 000	156, 614, 969	156, 614, 969	0	0
平成20年度	97, 371, 000	53, 698, 734	53, 698, 734	0	0
比較増減額	96, 002, 000	102, 916, 235	102, 916, 235	0	0
増減率	98. 6	191. 7	191. 7	0	0

内訳 (単位:円・%)

		平成 21 年度	i.	平成 20 年度	į	比較増減	比較増減		
		決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率		
	預金利子	17, 089, 720	10.9	36, 855, 516	68. 6	\triangle 19, 765, 796	△53. 6		
延滞	詩金、加算金及び過料	2, 186, 300	1.4	942, 400	1.8	1, 243, 900	132. 0		
内	延滞金	2, 186, 300	1.4	942, 400	1.8	1, 243, 900	132. 0		
訳	過料	0	0.0	0	0.0	0	_		
	雑入	137, 338, 949	87. 7	15, 900, 818	29. 6	121, 438, 131	763. 7		
	第三者納付金	127, 701, 965	81. 5	6, 440, 389	12.0	121, 261, 576	1, 882. 8		
内	返納金	143, 742	0. 1	0	0.0	143, 742	皆増		
訳	雑入	9, 493, 242	6. 1	9, 460, 429	17. 6	32, 813	0.3		
	合計	156, 614, 969	100.0	53, 698, 734	100.0	102, 916, 235	191. 7		

諸収入は、歳計現金の運用に伴う預金利子、保険料納付に係る延滞金及び雑入で

構成されており、前年度に比べ1億291万6,235円(191.7%)増加した。

雑入のうち主なものは、交通事故など第三者の行為によりケガをしたときの治療 費を加害者が負担する第三者納付金 1 億 2,770 万 1,965 円、電算システム回線共有 負担金 949 万 3,242 円である。

(2) 歳出

平成 21 年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、予算現額 2,514 億 66 万 2,000 円、支出済額 2,292 億 191 万 1,337 円、不用額 221 億 9,875 万 663 円で、執行率 91.2%となっている。決算額を前年度と比較すると、次のとおりである。

【歳出年度別比較表】

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行 率 (B/A)
平成21年度	251, 400, 662, 000	229, 201, 911, 337	0	22, 198, 750, 663	91. 2
平成20年度	209, 076, 579, 000	192, 682, 062, 666	0	16, 394, 516, 334	92. 2
比較増減額	42, 324, 083, 000	36, 519, 848, 671	0	5, 804, 234, 329	△1.0
増減率	20. 2	19. 0	0	35. 4	-

【款別支出状況及び構成比率表】 (単位:円・%)

	100000 minor 1 20						
	平成 21 年度	į	平成 20 年度 比較増減			載	
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率	
総務費	3, 752, 905, 914	1.6	881, 223, 034	0.4	2, 871, 682, 880	325. 9	
保険給付費	218, 797, 799, 898	95. 5	191, 474, 140, 458	99. 4	27, 323, 659, 440	14. 3	
県財政安定化	88, 592, 643	0.0	88, 592, 643	0. 1	0	-	
基金拠出金							
特別高額医療費	23, 610, 236	0.0	11, 115, 193	0.0	12, 495, 043	112. 4	
共同事業拠出金							
保健事業費	255, 296, 564	0. 1	226, 968, 838	0. 1	28, 327, 726	12.5	
諸支出金	6, 283, 706, 082	2.8	22, 500	0.0	6, 283, 683, 582	*	
公債費	0	ı	0	Ī		_	
予備費	0	_	0	ı	-	_	
合計	229, 201, 911, 337	100.0	192, 682, 062, 666	100.0	36, 519, 848, 671	19. 0	

※桁数が多いため、表示しない。

前年度同額の支出が決定していた県財政安定化基金拠出金を除いて款別の決算額 はすべて増加した。

なお、公債費及び予備費は前年度同様支出がなかった。

款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第1款》 総務費

(単位:円·%)

医分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額(C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成21年度	3, 783, 900, 000	3, 752, 905, 914	0	30, 994, 086	99. 2
平成20年度	957, 374, 000	881, 223, 034	0	76, 150, 966	92. 0
比較増減額	2, 826, 526, 000	2, 871, 682, 880	0	△45, 156, 880	7. 2
増減率	295. 2	325. 9	0	△59. 3	_

総務費は、保険給付業務等に要する経費を支出したもので、支出済額は前年 度に比べ、28億7,168万2,880円(325.9%)の増加である。

事業別の内訳は、派遣職員人件費等負担金が主な支出である業務一般管理費が 1 億 1,630 万 7,257 円、医療給付経費が 6 億 647 万 5,583 円、保険料賦課経費が 70 万 7,238 円、電算システム経費が 2 億 5,941 万 5,836 円、医療財政調整基金積立金 27 億 7,000 万円である。

《第2款》 保険給付費

(単位:円・%)

区分年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行 率 (B/A)
平成21年度	240, 835, 812, 000	218, 797, 799, 898	0	22, 038, 012, 102	90.8
平成20年度	206, 149, 251, 000	191, 474, 140, 458	0	14, 675, 110, 542	92. 9
比較増減額	34, 686, 561, 000	27, 323, 659, 440	0	7, 362, 901, 560	△2. 1
増減率	16.8	14. 3	0	50. 2	-

内訳 (単位:円・%)

	平成 21 年度		平成 20 年度		比較増減	
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
療養給付費	204, 161, 724, 836	93. 3	179, 005, 626, 709	93. 5	25, 156, 098, 127	14. 1
療養費	1, 536, 196, 630	0.7	1, 265, 696, 992	0.7	270, 499, 638	21.4
食事·生活療養費	4, 489, 398, 158	2. 0	4, 027, 908, 704	2. 1	461, 489, 454	11.5
訪問看護療養費	378, 696, 679	0.2	332, 751, 830	0.2	45, 944, 849	13.8
特別療養費	0	-	-	_	_	-
移送費	660, 513	0.0	100, 000	0.0	560, 513	560. 5
審査支払手数料	854, 472, 634	0.4	762, 294, 338	0.4	92, 178, 296	12. 1
高額療養費	6, 466, 985, 479	3. 0	5, 258, 211, 885	2. 7	1, 208, 773, 594	23. 0
高額介護合算療養費	164, 969	0	1	_	164, 969	皆増
葬祭費	909, 500, 000	0.4	821, 550, 000	0.4	87, 950, 000	10. 7
合計	218, 797, 799, 898	100.0	191, 474, 140, 458	100.0	27, 323, 659, 440	14. 3

保険給付費は特別会計の主な支出となるもので、支出済額はすべての項目で増加 し、全体で前年度に比べ、273 億 2,365 万 9,440 円 (14.3%) の増加である。

これは、前年度の保険給付費が制度開始で4月診療分から翌2月診療分の11ヶ月分であったためであり、今年度は、2年目となり、通常の12ヶ月の保険給付費の支払いだったので、前年度に比べると大幅な増加となったものである。

その中で主なものは、一般的な医療費の保険者負担分である療養給付費 2,041 億6,172 万4,836 円、医療費が高額になった場合の高額療養費 64 億6,698 万5,479 円であり、今年度から新たに高額介護合算療養費の支給も始まった。

《第3款》 県財政安定化基金拠出金

(単位:円・%)

区分年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行 率 (B/A)
平成21年度	88, 673, 000	88, 592, 643	0	80, 357	99. 9
平成20年度	88, 673, 000	88, 592, 643	0	80, 357	99. 9
比較増減額	0	0	0	0	0.0
増減率	-	-	-	-	_

保険料不足や予測を超えた給付費の増大などに起因する財政不足に対応する ために県に設置されている新潟県後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、 平成20年度及び平成21年度の2カ年間の拠出額は同額と決められていたた め、今年度の支出済額は前年度同額8,859万2,643円である。

《第4款》 特別高額医療費共同事業拠出金

区分 年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行 率 (B/A)
平成21年度	44, 700, 000	23, 610, 236	0	21, 089, 764	52.8
平成20年度	44, 700, 000	11, 115, 193	0	33, 584, 807	24. 9
比較増減額	0	12, 495, 043	0	△12, 495, 043	27. 9
増減率	_	112. 4	_	△37. 2	_

特別高額医療費共同事業拠出金は、著しい高額な医療費の発生による財政負担の 軽減を行うことを目的として、各広域連合からの拠出金をもとに国民健康保険中央 会が実施する特別高額医療費共同事業に対する拠出金であり、支出済額は前年度に 比べ、1,249 万 5,043 円(112.4%)増加である。

《第5款》 保健事業費

(単位:円・%)

(単位:円・%)

区分年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成21年度	323, 815, 000	255, 296, 564	0	68, 518, 436	78.8
平成20年度	350, 072, 000	226, 968, 838	0	123, 103, 162	64.8
比較増減額	△26, 257, 000	28, 327, 726	0	△54, 584, 726	14. 0
増減率	△7. 5	12. 5	0	△44. 3	-

保健事業費は、健康診査に対する各市町村への委託費で、支出済額は前年度に比べ、2,832万7,726円(12.5%)の増加である。

《第6款》 諸支出金

区分 年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成21年度	6, 302, 762, 000	6, 283, 706, 082	0	19, 055, 918	99. 7
平成20年度	109, 000	22, 500	0	86, 500	20.6
比較増減額	6, 302, 653, 000	6, 283, 683, 582	0	18, 969, 418	79. 1
増減率	*	*	-	*	_

内訳 (単位:円・%)

		平成 21 年度	# L	平成 20 年度	±	比較増減		
		決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率	
償	還金及び還付加算金	6, 283, 706, 082	100.0	22, 500	100.0	6, 283, 683, 582	*	
	保険料還付金	13, 630, 150	0.2	_	-	13, 630, 150	皆増	
内	償還金	6, 265, 332, 012	99. 7	-	-	6, 265, 332, 012	皆増	
	還付加算金	65, 800	0.0	22, 500	100.0	43, 300	192. 4	
訳	高額療養費 特別支給金	4, 678, 120	0. 1	-	_	4, 678, 120	皆増	
	合計	6, 283, 706, 082	100.0	22, 500	100.0	6, 283, 683, 582	*	

※桁数が多いため、表示しない。

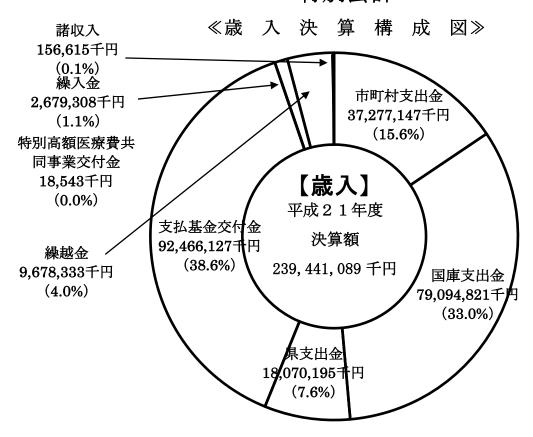
(単位:円・%)

諸支出金の平成 2 1 年度支出済額の内訳は保険料還付金 1,363 万 150 円、償還金 62 億 6,533 万円 2,012 円、還付加算金 6 万 5,800 円及び高額療養費特別支給金 467 万 8,120 円である。

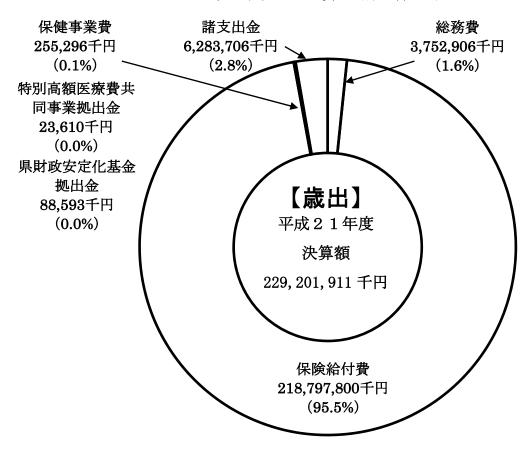
このうち、前年度に支出があるのは還付加算金のみで、その他については今年度 初めて予算化されたものである。保険料還付金は前年度に納付された保険料の還付 分の支出、償還金は前年度の国、県、市町村及び支払基金からの負担金等の精算に よる返還分、高額療養費特別支給金は75歳誕生月に係る高額療養費自己負担限度 額の軽減に伴う遡り適用分の支出である。

《第7款》公債費及び《第8款》予備費については、支出がなかったため予算現額 の全額が不用となった。

特別会計



≪歳 出 決 算 構 成 図≫



4 財産

- (1)公有財産(土地・建物・山林・有価証券・物権等)
 - 一般会計及び特別会計該当財産なし

(2) 物品 (購入価格100万円以上の物品)

一般会計該当財産なし

特別会計・・・サーバ機(電算処理システム用一括処理専用サーバ)1台

(3) 債権(貸付金等)

一般会計及び特別会計該当財産なし

(4) 基金

ア 一般会計

後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を受け入れ、平成19年度に新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置した。

増加の内訳は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 22 億 4,228 万 2,089 円、利息 83 万 186 円である。

減少の内訳は、被扶養者及び低所得者保険料軽減分 17 億 568 万 4,948 円、その制度周知のための広報啓発経費 3,683 万 6,010 円、特別対策補助金 427 万 8,000 円である。

決算年度末における基金の現在高は、次表のとおりである。

【基金現在高表】

(単位:円)

	前年度末現在高	決算年度	決算年度末現在高	
	前十度水光红间	増	減	(八异十反)
後期高齢者 医療制度 臨時特例基金	2, 267, 982, 800	2, 243, 112, 275	1, 746, 798, 958	2, 764, 296, 117

イ 特別会計

後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、平成21年度に新潟県 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金を設置した。

繰越金から国等への返還金など必要経費を控除し、残額 27 億 7,000 万円を積み立てた。

決算年度末における基金の現在高は、次表のとおりである。

【基金現在高表】

(単位:円)

	前年度末現在高	決算年度	決算年度末現在高	
	的干及水光压向	増	減	(八异十尺 / 7 / 7 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1
後期高齢者 医療財政調整 基金	0	2, 770, 000, 000	0	2, 770, 000, 000

5 むすび

後期高齢者医療制度は平成21年度に制度開始2年目をむかえ、徐々に定着しつつあったが、同年9月の新政権発足により、平成24年度末で廃止することとされ、現在、国において「高齢者医療制度改革会議」を設置し、新たな高齢者医療制度の検討がなされている。これにより定着してきた現行制度に対しても新たな不安を掻き立てかねず、被保険者等の不安を取り除くためにも、きめ細やかな制度の周知に一層努められたい。

また、新制度の検討にあたっては、被保険者等に不安や混乱を招くことなく、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる内容となるよう広域連合としても国に対して積極的に意見、要望を行っていただきたい。

平成21年度の決算状況であるが、制度開始2年目をむかえ、一般会計及び後期 高齢者医療特別会計とも歳入、歳出両方で前年度に比べ、決算額が増額となった。

一般会計では、歳入 33 億 6,433 万 5,297 円、99.6%の収入率、歳出 33 億 1,069 万 3,576 円、98.1%の執行率となっている。形式収支・実質収支ともに 5,364 万 1,721 円の黒字であるが、前年度実質収支を差し引いた単年度収支では 8,215 万 3,757 円の赤字になっている。その要因は決算後の剰余金が前年度の 1 億 3,579 万 5,478 円から 5,364 万 1,721 円に減少したことによるものである。今後も構成市町村の負担軽減のため、一層の経費節減を図られたい。

後期高齢者医療特別会計では、歳入 2,394 億 4,108 万 9,013 円、95.2%の収入率、歳出 2,292 億 191 万 1,337 円、91.2%の執行率となっている。形式収支・実質収支ともに 102 億 3,917 万 7,676 円の黒字で、前年度実質収支を差し引いた単年度収支でも 5 億 6,084 万 4,533 円の黒字である。その主な要因は歳出全体の 95.5%を占める保険給付費の執行率が 90.8%と当初の見込みよりも下回ったことによるものである。

財産についてであるが、一般会計の後期高齢者医療制度臨時特例基金では、決算年度中の増加額 22 億 4,311 万 2,275 円、減少額 17 億 4,679 万 8,958 円で、前年度末に比べ、4 億 9,631 万 3,317 円の増加である。また、後期高齢者医療特別会計で

は当年度新たに後期高齢者医療財政調整基金を設置し、27億7,000万円を積み立てた。これら基金を有効に活用し、被保険者の負担軽減に努められたい。

以上が、平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査の概要である。

今後、高齢化が更に進行し、高齢者の医療費が増大していく中で、本制度の安定的な運営を進めていくためには、医療費の動向把握・分析に努め、医療費の適正化に向けた効果的な事業を実施するとともに、保険料の収納対策についても、収納対策実施計画に基づき、関係市町村と一体となって、確実に保険料を確保するよう努めてほしい。本制度が住民の理解と協力を得て、これからも被保険者の健康の保持・増進が図られるよう望むものである。

平成21年度

歳入歳出決算書

新潟県後期高齢者医療広域連合

平成21年度新潟県後期高齢者医療

		<u>X</u>							分			予算	現	額	歳ノ	、 決 匀	章 額	収力	人率	
1	_			般	ť		:	会			計	3, 376	, 531	,000	3,	364, 3	35, 297		99.6	
2	後	期	高	齢	者	医	療	特	別	会	計	251, 400	, 662	,000	239,	441, 0	89, 013		95. 2	
		総			£	j			計			254, 777	, 193	,000	242,	805, 4	24, 310		95. 3	

広域連合歳入歳出決算総括表

(単位:円)

歳出決算額	執 行 率	繰越事業費繰 越 財 源	差 引 額
3, 310, 693, 576	98. 1	0	53, 641, 721
229, 201, 911, 337	91. 2	0	10, 239, 177, 676
232, 512, 604, 913	91. 3	0	10, 292, 819, 397

平成21年度

一般会計歳入歳出決算書

			款						項				予(算	現	額	į
1	分	担金	及び	負	担金									930	6, 50	0, 00)0
						1	負		担			金		930	6, 50	00, 00	00
2	玉	庫	支	出	金								2,	25	2, 54	12,00	00
						1	国	庫	補	Ì	助	金	2,	252	2, 54	12,00	00
3	財	産	į	収	入										1,00	0, 00)0
						1	財	産	運	用	収	入			1,00	0, 00)0
4	繰		入		金									50	0, 15	50, 00)0
						1	基	金	繰	ļ.	入	金		50	0, 15	50, 00)0
5	繰		越		金									13	5, 79	95, 00)0
						1	繰		越	Ì		金		13	5, 79	5, 00)0
6	諸		収		入										54	4, 00)0
						1	預	3	金	禾	IJ	子			30	0, 00	00
						2	雑					入			24	4, 00)0
			景	竞	入		合	計					3,	370	6, 53	31, 00)0

(単位:円)

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
936, 500, 000	936, 500, 000	0	0	0
936, 500, 000	936, 500, 000	0	0	0
2, 245, 387, 089	2, 245, 387, 089	0	0	$\triangle 7, 154, 911$
2, 245, 387, 089	2, 245, 387, 089	0	0	$\triangle 7, 154, 911$
830, 186	830, 186	0	0	△169, 814
830, 186	830, 186	0	0	△169, 814
41, 114, 010	41, 114, 010	0	0	$\triangle 9,035,990$
41, 114, 010	41, 114, 010	0	0	△9, 035, 990
135, 795, 478	135, 795, 478	0	0	478
135, 795, 478	135, 795, 478	0	0	478
4, 708, 534	4, 708, 534	0	0	4, 164, 534
460, 239	460, 239	0	0	160, 239
4, 248, 295	4, 248, 295	0	0	4, 004, 295
3, 364, 335, 297	3, 364, 335, 297	0	0	△12, 195, 703

		款					項			予算現額
1	議	会	費							1, 572, 000
				1	議		会		費	1, 572, 000
2	総	務	費							3, 374, 659, 000
				1	総	務	管	理	費	3, 374, 322, 000
				2	選		挙		費	99, 000
				3	監	查	委	員	費	238, 000
3	公	債	費							100, 000
				1	公		債		費	100, 000
4	予	備	費							200, 000
				1	予		備		費	200, 000
		歳	出		合	計				3, 376, 531, 000

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1, 063, 630	0	508, 370	508, 370
1, 063, 630	0	508, 370	508, 370
3, 309, 629, 946	0	65, 029, 054	65, 029, 054
3, 309, 451, 126	0	64, 870, 874	64, 870, 874
22, 700	0	76, 300	76, 300
156, 120	0	81, 880	81,880
0	0	100, 000	100,000
0	0	100, 000	100, 000
0	0	200, 000	200, 000
0	0	200, 000	200, 000
3, 310, 693, 576	0	65, 837, 424	65, 837, 424

歳入歳出差引残額

53,641,721円

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

篠 田 昭

平成21年度歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款		予 算	現 額	
項 目	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 財源充当額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金	1, 123, 500, 000	△187, 000, 000	0	936, 500, 000
1 負 担 金	1, 123, 500, 000	△187, 000, 000	0	936, 500, 000
1 事 務 費 負 担 金	1, 123, 500, 000	△187, 000, 000	0	936, 500, 000
2 国 庫 支 出 金	400,000	2, 252, 142, 000	0	2, 252, 542, 000
1国庫補助金	400,000	2, 252, 142, 000	0	2, 252, 542, 000
1 民生費国庫補助金	400,000	2, 252, 142, 000	0	2, 252, 542, 000
3 財 産 収 入	1,000,000	0	0	1,000,000
1 財 産 運 用 収 入	1,000,000	0	0	1, 000, 000
1 利 子 及 び 配 当 金	1,000,000	0	0	1,000,000
4 繰 入 金	50, 150, 000	0	0	50, 150, 000
1基金繰入金	50, 150, 000	0	0	50, 150, 000
1 臨時特例基金繰入金	50, 150, 000	0	0	50, 150, 000
5 繰 越 金	28, 606, 000	107, 189, 000	0	135, 795, 000
1 繰 越 金	28, 606, 000	107, 189, 000	0	135, 795, 000
1 繰 越 金	28, 606, 000	107, 189, 000	0	135, 795, 000
6 諸 収 入	544, 000	0	0	544, 000
1 預 金 利 子	300, 000	0	0	300,000
1預金利子	300,000	0	0	300,000

						(半位.円)
筤	ή	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区分	金 額					
		936, 500, 000	936, 500, 000	0	0	
		936, 500, 000	936, 500, 000	0	0	
		936, 500, 000	936, 500, 000	0	0	
1 市町村負担金	936, 500, 000	936, 500, 000	936, 500, 000	0	0	共通経費負担金 936,500,000
		2, 245, 387, 089	2, 245, 387, 089	0	0	
		2, 245, 387, 089	2, 245, 387, 089	0	0	
		2, 245, 387, 089	2, 245, 387, 089	0	0	
1 社会福祉費補助金	2, 252, 542, 000	2, 245, 387, 089	2, 245, 387, 089	0	0	後期高齢者医療制度事業費補助金 (医療費適正化事業分) 385,000 高齢者医療制度円滑運営臨時特例 交付金 2,242,282,089 特別調整交付金 2,720,000
		830, 186	830, 186	0	0	
		830, 186	830, 186	0	0	
		830, 186	830, 186	0	0	
1 利子及び配 当 金	1, 000, 000	830, 186	830, 186	0	0	臨時特例基金運用利子収入 830, 186
		41, 114, 010	41, 114, 010	0	0	
		41, 114, 010	41, 114, 010	0	0	
		41, 114, 010	41, 114, 010	0	0	
1 臨時特例基金 繰入金	50, 150, 000	41, 114, 010	41, 114, 010	0	0	臨時特例基金繰入金 41,114,010
		135, 795, 478	135, 795, 478	0	0	
		135, 795, 478	135, 795, 478	0	0	
		135, 795, 478	135, 795, 478	0	0	
1 繰 越 金	135, 795, 000	135, 795, 478	135, 795, 478	0	0	前年度繰越金 135,795,478
		4, 708, 534	4, 708, 534	0	0	
		460, 239	460, 239	0	0	
		460, 239	460, 239	0	0	

			款			予	算	現	Ą
			項		当初予算額	補正予	算 額	継続費及び繰 越事業費繰越 財源充当額	計
			目		当 伽 〕 弃 頗	1	异 似	財源充当額	PΙ
	2 雑			入	244, 000		0	C	244, 000
	1	雑		入	244, 000		0	C	244, 000
Ш									
	歳	入	合	計	1, 204, 200, 000	2, 172,	331, 000	C	3, 376, 531, 000

節			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区 分	金	額					
1預金利子	3	300, 000	460, 23	9 460, 239	0	0	預金利子 460, 23
			4, 248, 29	5 4, 248, 295	0	0	
			4, 248, 29	5 4, 248, 295	0	0	
1 雑 入	2	244, 000	4, 248, 29	5 4, 248, 295	0	0	職員宿舎利用者負担分 140,40 職員駐車場利用者負担分 137,04 複写機利用料 2,04 重度心身障害者医療費助成事業計 補助金 3,968,81
	3, 376, 5	531, 000	3, 364, 335, 29	7 3, 364, 335, 297	0	0	

歳出

款		予		額	
項目	当初予算額	補正予算額	継続費及び費額 機越越 機	予備費支出及 び流用増減	計
1 議 会 費	1, 572, 000	0	0	0	1, 572, 000
1 議 会 費	1, 572, 000	0	0	0	1, 572, 000
1 議 会 費	1, 572, 000	0	0	0	1, 572, 000
2 総 務 費	1, 202, 328, 000	2, 172, 331, 000	0	0	3, 374, 659, 000
1総務管理費	1, 201, 991, 000	2, 172, 331, 000	0	0	3, 374, 322, 000
1 一般管理費	1, 201, 991, 000	2, 172, 331, 000	0	0	3, 374, 322, 000

						(単位:円)
				翌年度繰越額		
区	分	節 金 額	支出済額	継続費逓次繰越 繰 越 明 許 費 事 故 繰 越 し	不用額	備考
			1, 063, 630	0	508, 370	
			1, 063, 630	0	508, 370	
			1, 063, 630	0	508, 370	001議会運営費 1,063,63
1 報	酬	691,000	649, 000	0	42, 000	議長報酬 30,00 副議長報酬 24,00 議員報酬 595,00
9 旅	費	640,000	297, 930	0	342, 070	
11 需 月	曹	84, 000	36, 600	0	47, 400	
14 使用彩 賃 借		157, 000	80, 100	0	76, 900	
			3, 309, 629, 946	0	65, 029, 054	
			3, 309, 451, 126	0	64, 870, 874	
			3, 309, 451, 126	0	64, 870, 874	001一般管理費 992, 980, 29 連合長報酬 60, 00
1 報	酬	213,000	108, 000	0	105, 000	
8 報 償	費	189,000	161,000	0	28, 000	
9 旅	費	968, 000	172, 250	0	795, 750	,
11 需 用	費	4, 156, 000	2, 357, 982	0	1, 798, 018	修繕料 9,76 通信運搬費 1,397,84
12 役 發	費	3, 299, 000	1, 561, 261	0	1, 737, 739	
13 委 託	E 料	8, 480, 000	6, 562, 920	0	1, 917, 080	例規保守委託料 231,00 ホームページ管理委託料 63,00
14 使用彩 賃 借			13, 989, 369	0	1, 058, 631	広報チラシ等作成業務委託料 1,663,20 会場借上料 100,00
18 備品購		300,000	10, 500	0	289, 500	
19 負担金 助及び 金		83, 312, 000	67, 699, 439	0	15, 612, 561	
23 償還金 及び害		93, 000	93, 000	0	0	
25 積 立	Z. 金	2, 253, 142, 000	2, 243, 112, 275	0	10, 029, 725	· ·
28 繰 出	立 金	1, 005, 122, 000	973, 623, 130	0	31, 498, 870	

款		予		額	
項	当初予算額	補正予算額	継続 費 及 費 業 額 額	予備費支出及 び流 用 増 減	計
目			操 越 額	一	
2選 挙 費	99, 000	0	0	0	99, 000
1選挙管理委員会費	99, 000	0	0	0	99, 000
3 監 査 委 員 費	238, 000	0	0	0	238, 000
1監査委員費	238, 000	0	0	0	238, 000
3 公 債 費	100, 000	0	0	0	100, 000
1公債費	100, 000	0	0	0	100, 000
1 利 子	100, 000	0	0	0	100,000
4 予 備 費	200, 000	0	0	0	200, 000
1 予 備 費	200, 000	0	0	0	200, 000
1 予 備 費	200, 000	0	0	0	200, 000
- 上 山 △ → I	1 904 900 000	0 170 901 000			9 976 591 000
歳 出 合 計	1, 204, 200, 000	2, 172, 331, 000	0	0	3, 376, 531, 000

					(単位:円)
			翌年度繰越額		
	節	支出済額	継続費逓次繰越 繰 越 明 許 費 事 故 繰 越 し	不 用 額	備考
	金額		争収深感し		002派遣職員関係経費 61,568,038 職員派遣関係経費職員宿舎借上料 1,404,000 職員駐車場借上料 333,600 派遣職員人件費等負担金59,830,438 003後期高齢者医療制度事業費 424,311 後期高齢者医療制度事業費医療懇談 会委員謝礼 161,000 普通旅費 26,040 消耗品費 37,681 広報チラシ等作成業務委託料199,590 004臨時特例基金事業費 2,254,478,485 臨時特例基金事業費広報チラシ等作 成業務委託料 3,723,210 後期高齢者医療制度特別対策補助金 7,643,000 臨時特例基金積立金(利子分) 830,186 臨時特例基金積立金 2,242,282,089
		22, 700	0	76, 300	
		22, 700	0	76, 300	001選挙管理委員会費 22,700
1 報 酬	87, 000	22, 000	0	65, 000	- 委員報酬 22,000 費用弁償 700
9 旅 費	12,000	700	0	11, 300	
		156, 120	0	81, 880	
		156, 120	0	81, 880	001監査委員費 156, 120 委員報酬 99, 000
1 報 酬	99, 000	99, 000	0	0	
9 旅 費	139, 000	57, 120	0	81, 880	
		0	0	100, 000	
		0	0	100, 000	
		0	0	100, 000	
23 償還金利子 及び割引料	100,000	0	0	100, 000	
		0	0	200, 000	
		0	0	200, 000	
		0	0	200, 000	
	3, 376, 331, 000	3, 310, 693, 576	継 0 明 0 事 0	65, 837, 424	

実質収支に関する調書

一般会計 (単位:千円)

		区).	分					金	額
1	歳	入				総				額		3,364,335
2	歳	出				総				額		3,310,693
3	歳 入	歳	Н	<u> </u> 		差		引		額		53,642
			(1) 継	続	費	逓	次	繰	越	額		0
4	翌年度へ繰り起	述 す	(2) 繰	越	明	許	費	繰	越	額		0
	べき財源		(3)事	故	繰	越	L	繰	越	額		0
				計								0
5	実	質	Ц	Z			支			額		53,642
6	実質収支総額 の2の規定に				第 2	33 ∮	条					0

財産に関する調書

- 1 公有財産
 - (1) 土地及び建物・・・・・該当財産無し
 - (2) 山林・・・・・・・該当財産無し
 - (3) 動産・・・・・・・・該当財産無し
 - (4) 物権・・・・・・・該当財産無し
 - (5) 無体財産権・・・・・・該当財産無し
 - (6) 有価証券・・・・・・該当財産無し
 - (7) 出資による権利・・・・該当財産無し
 - (8) 不動産の信託の受益権・・該当財産無し
- 2 物品・・・・・・・・・該当財産無し
 - ※財務規則第148条「(概要) 財産に関する調書に記載する物品は、備品とし、①取得価格又は評価額が100万円以上の物品(自動車を除く)、②自動車(二輪自動車を除く。)とする。」
- 3 債権・・・・・・・・・該当財産無し
- 4 基金
 - 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金

区	区分前年度末現在高		決算年度中増減高	決算年度末現在高
現	金	2,267,983 千円	496,313 千円	2,764,296 千円
			増 2,243,112 減 1,746,799	

平成21年度

特別会計歳入歳出決算書

平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

		款								項					予算現額	
1	市	町 村	支	出	金										38, 994, 849, 000	
						1	市	町	木	†	負	担	a	Ž	38, 994, 849, 000	
2	玉	庫する	ŧ Ŀ	±	金										79, 410, 474, 000	
						1	玉	庫	Ĺ	負		担	纽	<u>></u>	57, 784, 866, 000	
						2	玉	庫	Ĺ	補		助	纽	Ž.	21, 625, 608, 000	
3	県	支	出		金										19, 598, 490, 000	
						1	県		負		担		\$	Ž	19, 598, 490, 000	
4	支	払 基 釒	 交	付	金										100, 507, 509, 000	
						1	支	払	基	金	交	作	寸 虿	È	100, 507, 509, 000	
5	特別	川高額医療費	共同事	業交付	十金										44, 500, 000	
						1	特	別高額	医療	費共	;同事	業の	交付金	È.	44, 500, 000	
6	繰	J	\		金										2, 973, 133, 000	
						1	_	般	会	計	繰	フ	人	È.	1, 005, 122, 000	
						2	基	金	È	繰		入	4	<u>></u>	1, 968, 011, 000	
7	繰	走	戉		金										9, 678, 333, 000	
						1	繰			越			£	Ž.	9, 678, 333, 000	
8	県身	財政安定任	と基金	借入	金										1,000	
						1	県	財政	安定	主化	基金	き借	入鱼	Ž.	1,000	
9	諸	Ц	Z		入										193, 373, 000	
						1	預		金		利		-	<u></u>	1,000,000	
						2	延	滞金	、加	〕算	金及	とび	過半	¥	2,000	
						3	雑						フ		192, 371, 000	
			歳	7	λ,		合		計						251, 400, 662, 000	

(単位:円)

調 定 額 収入済額 不納欠損額 収入未済額 予算現額と収済額との比 37,277,147,472 0 0 △1,717,701 37,277,147,472 37,277,147,472 0 △1,717,701 79,094,820,640 79,094,820,640 0 △1,717,653	. 較 ., 528 ., 528
$37, 277, 147, 472$ $37, 277, 147, 472$ 0 $\triangle 1, 717, 701$, 528
79, 094, 820, 640 79, 094, 820, 640 0 0 △315, 653	, 360
$57, 228, 097, 596$ $57, 228, 097, 596$ 0 $\triangle 556, 768$, 404
21, 866, 723, 044 21, 866, 723, 044 0 0 241, 115	, 044
18, 070, 194, 522 18, 070, 194, 522 0 0 △1, 528, 295	, 478
18,070,194,522 $18,070,194,522$ 0	, 478
92, 466, 127, 000 92, 466, 127, 000 0 \(\triangle \text{8}, 041, 382	, 000
92, 466, 127, 000 92, 466, 127, 000 0 \(\triangle \text{8}, 041, 382	, 000
$18,543,189$ $18,543,189$ 0 0 $\triangle 25,956$, 811
$18,543,189$ $18,543,189$ 0 0 $\triangle 25,956$, 811
2, 679, 308, 078 2, 679, 308, 078 0 0 △293, 824	, 922
973, 623, 130 973, 623, 130 0 0 △31, 498	, 870
$1,705,684,948$ $1,705,684,948$ 0 0 $\triangle 262,326$, 052
9, 678, 333, 143 9, 678, 333, 143 0 0	143
9, 678, 333, 143 9, 678, 333, 143 0 0	143
0 0 0 0	, 000
0 0 0 0	, 000
156, 614, 969 156, 614, 969 0 0 △36, 758	, 031
17, 089, 720 17, 089, 720 0 0 16, 089	, 720
2, 186, 300	:, 300
$137, 338, 949$ $137, 338, 949$ 0 0 $\triangle 55, 032$, 051
239, 441, 089, 013 239, 441, 089, 013 0	, 987

			款						項				予 第	į į	見	額	
1	総		務		費								3, 7	783, 9	900,	, 000	+
						1	総	務	管	理	E	費	3, 7	783, 9	900,	, 000	
2	保	険	給	付	費								240, 8	35,	812,	, 000	
						1	療	養		諸		費	230, 7	723,	553,	, 000	
						2	高	額	療	養	諸	費	9, 1	.07,	159,	, 000	
						3	そ	の他	医	療 給	付	費	1, (05,	100,	, 000	
3	県具	才 政安定	官 化 基	甚 金 拠	出 金									88,	673,	, 000	
						1	県	財政安	定 化	基 金	拠 出	金		88,	673,	, 000	
4	特別	高額医療	費共	司事業拠	出金									44,	700,	, 000	
						1	特	別高額医	療費共	:同事	業 拠 出	金		44,	700,	, 000	
5	保	健	事	業	費								5	323,	815,	, 000	
						1	健	康保技	寺 増	進事	業	費	Ş	323,	815,	, 000	
6	諸	支		出	金								6, 3	302,	762,	, 000	
						1	償	還 金 及	. び 遺	置付 🧷	加算	金	6, 3	302,	762,	, 000	
7	公		債		費									20,	000,	, 000	
						1	公		債			費		20,	000,	, 000	
8	予		備		費									1, (000,	, 000	
						1	予		備			費		1, (000,	, 000	
			景	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	出		合	計					251, 4	100,	662,	, 000	

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
3, 752, 905, 914	0	30, 994, 086	30, 994, 086
3, 752, 905, 914	0	30, 994, 086	30, 994, 086
218, 797, 799, 898	0	22, 038, 012, 102	22, 038, 012, 102
211, 421, 149, 450	0	19, 302, 403, 550	19, 302, 403, 550
6, 467, 150, 448	0	2, 640, 008, 552	2, 640, 008, 552
909, 500, 000	0	95, 600, 000	95, 600, 000
88, 592, 643	0	80, 357	80, 357
88, 592, 643	0	80, 357	80, 357
23, 610, 236	0	21, 089, 764	21, 089, 764
23, 610, 236	0	21, 089, 764	21, 089, 764
255, 296, 564	0	68, 518, 436	68, 518, 436
255, 296, 564	0	68, 518, 436	68, 518, 436
6, 283, 706, 082	0	19, 055, 918	19, 055, 918
6, 283, 706, 082	0	19, 055, 918	19, 055, 918
0	0	20, 000, 000	20, 000, 000
0	0	20, 000, 000	20, 000, 000
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
229, 201, 911, 337	0	22, 198, 750, 663	22, 198, 750, 663

歳入歳出差引残額

10, 239, 177, 676円

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

篠 田 昭

平成21年度歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款		予 算	現 額	
項目	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰 越事業費繰越 財源充当額	計
1市町村支出金	39, 272, 678, 000	△277, 829, 000	0	38, 994, 849, 000
1市町村負担金	39, 272, 678, 000	△277, 829, 000	0	38, 994, 849, 000
1 保険料等負担金	20, 174, 153, 000	△315, 000, 000	0	19, 859, 153, 000
2 療養給付費負担金	19, 098, 525, 000	37, 171, 000	0	19, 135, 696, 000
2 国 庫 支 出 金	79, 399, 174, 000	11, 300, 000	0	79, 410, 474, 000
1国庫負担金	57, 784, 866, 000	0	0	57, 784, 866, 000
1 療養給付費負担金	57, 295, 576, 000	0	0	57, 295, 576, 000
2 高額医療費負担金	489, 290, 000	0	0	489, 290, 000
2 国 庫 補 助 金	21, 614, 308, 000	11, 300, 000	0	21, 625, 608, 000
1調整交付金	21, 518, 594, 000	11, 300, 000	0	21, 529, 894, 000
2 後期高齢者医療制度事業費 補助金	95, 714, 000	0	0	95, 714, 000
3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	0	0	0

考	備	収入未済額	不納欠損額	収入済額	調定額	節	售
						金 額	区 分
		0	0	37, 277, 147, 472	37, 277, 147, 472		
		0	0	37, 277, 147, 472	37, 277, 147, 472		
		0	0	18, 771, 403, 852	18, 771, 403, 852		
18, 556, 476, 900 金(過年度分) 174, 944, 108	保険料等負担金 保険料等負担金 保険料等負担金	0	0	18, 771, 403, 852	18, 771, 403, 852	19, 859, 153, 000	1 保険料等負 担 金
		0	0	18, 505, 743, 620	18, 505, 743, 620		
担金 現年度分 18, 468, 572, 074	療養給付費負担金	0	0	18, 468, 572, 074	18, 468, 572, 074	19, 098, 525, 000	1 現 年 度 分
担金 過年度分 37,171,546	療養給付費負担金	0	0	37, 171, 546	37, 171, 546	37, 171, 000	2過年度分
		0	0	79, 094, 820, 640	79, 094, 820, 640		
		0	0	57, 228, 097, 596	57, 228, 097, 596		
		0	0	56, 701, 461, 396	56, 701, 461, 396		
担金 現年度分 56, 701, 461, 396	療養給付費負担金	0	0	56, 701, 461, 396	56, 701, 461, 396	57, 295, 576, 000	1 現 年 度 分
		0	0	526, 636, 200	526, 636, 200		
担金 526,636,200	高額医療費負担金	0	0	526, 636, 200	526, 636, 200	489, 290, 000	1 高額医療費 負 担 金
		0	0	21, 866, 723, 044	21, 866, 723, 044		
		0	0	21, 712, 667, 000	21, 712, 667, 000		
金 21,707,264,000 金 5,403,000	普通調整交付金 特別調整交付金	0	0	21, 712, 667, 000	21, 712, 667, 000	21, 529, 894, 000	1 調整交付金
		0	0	112, 650, 877	112, 650, 877		
療制度事業費補助金 業分) 97,628,000 療制度事業費補助金 療費共同事業分) 15,022,87	(健康診査事業分 後期高齢者医療制	0	0	112, 650, 877	112, 650, 877	95, 714, 000	1 後期高齢者 医療制度事 業費補助金
		0	0	41, 405, 167	41, 405, 167		

款		予 算	現額	
項目	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰 越事業費繰越 財源充当額	計
3 県 支 出 金	19, 587, 815, 000	10, 675, 000	0	19, 598, 490, 000
1県 負 担 金	19, 587, 815, 000	10, 675, 000	0	19, 598, 490, 000
1 療養給付費負担金	19, 098, 525, 000	0	0	19, 098, 525, 000
2 高額医療費負担金	489, 290, 000	10, 675, 000	0	499, 965, 000
4 支 払 基 金 交 付 金	100, 507, 509, 000	0	0	100, 507, 509, 000
1支払基金交付金	100, 507, 509, 000	0	0	100, 507, 509, 000
1 後期高齢者交付金	100, 507, 509, 000	0	0	100, 507, 509, 000
5 特別高額医療費共同事業交付 金	44, 500, 000	0	0	44, 500, 000
1 特別高額医療費共同事業交 付 金	44, 500, 000	0	0	44, 500, 000
1 特別高額医療費共同事業 交 付 金	44, 500, 000	0	0	44, 500, 000
6 繰 入 金	2, 701, 133, 000	272, 000, 000	0	2, 973, 133, 000
1 一般会計繰入金	1, 048, 122, 000	△43, 000, 000	0	1, 005, 122, 000
1一般会計繰入金	1, 048, 122, 000	△43, 000, 000	0	1, 005, 122, 000
2 基 金 繰 入 金	1, 653, 011, 000	315, 000, 000	0	1, 968, 011, 000
1基金繰入金	1, 653, 011, 000	315, 000, 000	0	1, 968, 011, 000

					Ī	(早位:円 <i>)</i>
		30 J. J.	محد علي → ريان			/++:
	金 額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区 分 1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助	金 額 0	41, 405, 167	41, 405, 167	0	0	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 41,405,167
		18, 070, 194, 522	18, 070, 194, 522	0	0	
		18, 070, 194, 522	18, 070, 194, 522	0	0	
		17, 532, 882, 658	17, 532, 882, 658	0	0	
1 現 年 度 分	19, 098, 525, 000	17, 532, 882, 658	17, 532, 882, 658	0	0	療養給付費負担金 現年度分 17,532,882,658
		537, 311, 864	537, 311, 864	0	0	
1高額医療費負担金	499, 965, 000	537, 311, 864	537, 311, 864	0	0	高額医療費負担金 526,636,200 高額医療費負担金 過年度分 10,675,664
		92, 466, 127, 000	92, 466, 127, 000	0	0	
		92, 466, 127, 000	92, 466, 127, 000	0	0	
		92, 466, 127, 000	92, 466, 127, 000	0	0	
1 現 年 度 分	100, 507, 509, 000	92, 466, 127, 000	92, 466, 127, 000	0	0	後期高齢者交付金 現年度分 92,466,127,000
		18, 543, 189	18, 543, 189	0	0	
		18, 543, 189	18, 543, 189	0	0	
		18, 543, 189	18, 543, 189	0	0	
1 特別高額医療費共同事業 交付金	44, 500, 000	18, 543, 189	18, 543, 189	0	0	特別高額医療費共同事業交付金 18,543,189
		2, 679, 308, 078	2, 679, 308, 078	0	0	
		973, 623, 130	973, 623, 130	0	0	
		973, 623, 130	973, 623, 130	0	0	
1 事務費繰入金	1, 005, 122, 000	973, 623, 130	973, 623, 130	0	0	事務費繰入金 973,623,130
		1, 705, 684, 948	1, 705, 684, 948	0	0	
		1, 705, 684, 948	1, 705, 684, 948	0	0	
1 臨時特例基金 繰入金	1, 968, 011, 000	1, 705, 684, 948	1, 705, 684, 948	0	0	臨時特例基金繰入金 1,705,684,948

款		予 算	現額	
項	当 初 予 算 額	補正予算額	継続費及び繰 越事業費繰越 財源充当額	計
目		III III 1 37 III	財源充当額	H
7 繰 越 金	665, 217, 000	9, 013, 116, 000	0	9, 678, 333, 000
1 繰 越 金	665, 217, 000	9, 013, 116, 000	0	9, 678, 333, 000
1 繰 越 金	665, 217, 000	9, 013, 116, 000	0	9, 678, 333, 000
8 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	1,000
1 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	1,000
1 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	1,000
9 諸 収 入	193, 373, 000	0	0	193, 373, 000
1 預 金 利 子	1, 000, 000	0	0	1,000,000
1 預 金 利 子	1,000,000	0	0	1, 000, 000
2 延滞金、加算金及び過料	2,000	0	0	2,000
1 延 滞 金	1,000	0	0	1,000
2 過 料	1,000	0	0	1,000
3 雑 入	192, 371, 000	0	0	192, 371, 000
1 第 三 者 納 付 金	182, 892, 000	0	0	182, 892, 000
2 返 納 金	1,000	0	0	1,000
3 雑 入	9, 478, 000	0	0	9, 478, 000
歳 入 合 計	242, 371, 400, 000	9, 029, 262, 000	0	251, 400, 662, 000

					(1		
	節 		収入済額	不納欠損額	収入未済額	備	考
区分	金額						
		9, 678, 333, 143		0	0		
		9, 678, 333, 143	9, 678, 333, 143	0	0		
		9, 678, 333, 143	9, 678, 333, 143	0	0		
1 繰 越 金	9, 678, 333, 000	9, 678, 333, 143	9, 678, 333, 143	0	0	前年度繰越金	9, 678, 333, 14
		0	0	0	0		
		0	0	0	0		
		0	0	0	0		
1 県財政安定 化基金借入 金	1,000	0	0	0	0		
		156, 614, 969	156, 614, 969	0	0		
		17, 089, 720	17, 089, 720	0	0		
		17, 089, 720	17, 089, 720	0	0		
1預金利子	1,000,000	17, 089, 720	17, 089, 720	0	0	預金利子	17, 089, 72
		2, 186, 300	2, 186, 300	0	0		
		2, 186, 300	2, 186, 300	0	0		
1 延 滞 金	1,000	2, 186, 300	2, 186, 300	0	0	延滞金	2, 186, 3
		0	0	0	0		
1 過 料	1,000	0	0	0	0		
		137, 338, 949	137, 338, 949	0	0		
		127, 701, 965	127, 701, 965	0	0		
1 第三者納付 金	182, 892, 000	127, 701, 965	127, 701, 965	0	0	第三者納付金	127, 701, 9
		143, 742	143, 742	0	0		
1 返 納 金	1,000	143, 742	143, 742	0	0	返納金	143, 7
		9, 493, 242	9, 493, 242	0	0		
1 雑 入	9, 478, 000			0	0	電算システム回線	泉共有負担金 9,493,2
	251, 400, 662, 000	239, 441, 089, 013	239, 441, 089, 013	0	0		

歳出

款		予	算 現	額	
項 目	当初予算額	補正予算額	継続 費 及 び 費 額 額	予備費支出及び流用増減	計
1 総 務 費	1, 056, 400, 000	2, 727, 500, 000	0	0	3, 783, 900, 000
1総務管理費	1, 056, 400, 000	2, 727, 500, 000	0	0	3, 783, 900, 000
1 一般管理費	1, 056, 400, 000	2, 727, 500, 000	0	0	3, 783, 900, 000
2 保 険 給 付 費	240, 835, 812, 000	0	0	0	240, 835, 812, 000

					(単位:円)
			翌年度繰越額		
区分	節 金 額	支出済額	継続費逓次繰越 繰 越 明 許 費 事 故 繰 越 し	不用額	備考
	亚 帜	3, 752, 905, 914	サ 収 株 越 し 0	30, 994, 086	
		3, 752, 905, 914	0	30, 994, 086	
		3, 752, 905, 914	0	30, 994, 086	001業務一般管理費 116,307,25
9 旅 費	346,000	238, 040	0	107, 960	i i
11 需 用 費	5, 899, 000	2, 873, 561	0	3, 025, 439	会場借上料 38,80 派遣職員人件費等負担金115,860,79
12 役 務 費	30, 135, 000	27, 692, 021	0	2, 442, 979	002医療給付経費 606, 475, 58
13 委 託 料	706, 744, 000	696, 996, 612	0	9, 747, 388	
14 使用料及び 賃 借 料	119, 923, 000	118, 732, 713	0	1, 190, 287	レセプト2次点検業務委託料
15 工事請負費	1,000,000	259, 350	0	740, 650	
18 備品購入費	20, 253, 000	20, 252, 820	0	180	審査支払システム手数料 29,454,84 審査支払共同電算手数料
19 負担金、補 助及び交付 金	129, 600, 000	115, 860, 797	0	13, 739, 203	355, 379, 20 減額認定証作成業務委託料 4, 441, 70 給付関係現金支給処理業務委託料 48, 528, 00
25 積 立 金	2, 770, 000, 000	2, 770, 000, 000	0	0	人材派遣業務委託料 5,133,74 電算処理委託料 7,415,24 事務機器保守委託料 105,88
					003保険料賦課経費 707, 25 消耗品費 51, 14 通信運搬費 13, 44 被扶養者情報提供料 642, 6 004電算システム経費 259, 415, 85 消耗品費 1, 136, 25 通信運搬費 24, 217, 55 システム構築等業務委託料 42, 877, 17 セキュリティ業務委託料 9, 264, 85 稼動維持支援等業務委託料 42, 336, 00 全国町字ファイル保守業務委託料 378, 00 電算システム賃借料 118, 693, 9 ネットワーク回線工事費 259, 35 電算関係備品購入費 20, 252, 85 005医療財政調整基金経費2, 770, 000, 00
					005医療財政調整基金経質2,770,000,0 医療財政調整基金積立金 2,770,000,0
		218, 797, 799, 898	0	22, 038, 012, 102	

款		予		額	
項目	当初予算額	補正予算額	継続 費 及 業 数 事 類 額	予備費支出及び流用増減	計
1 療 養 諸 費	230, 723, 553, 000	0	0	0	230, 723, 553, 000
1 療養給付費	222, 520, 754, 000	0	0	△22, 274, 000	222, 498, 480, 000
2 療 養 費	1, 639, 894, 000	0	0	0	1, 639, 894, 000
3 食事・生活療養費	5, 295, 108, 000	0	0	0	5, 295, 108, 000
4 訪 問 看 護 療 養 費	434, 544, 000	0	0	0	434, 544, 000
5 特 別 療 養 費	1,000	0	0	0	1,000
6 移 送 費	1, 053, 000	0	0	0	1, 053, 000
7審查支払手数料	832, 199, 000	0	0	22, 274, 000	854, 473, 000
2 高 額 療 養 諸 費	9, 107, 159, 000	0	0	0	9, 107, 159, 000
1高額療養費	8, 833, 159, 000	0	0	0	8, 833, 159, 000
2 高額介護合算療養費	274, 000, 000	0	0	0	274, 000, 000

						(単位:円)
			翌年度繰越額			
区分	節 金 額	支出済額	継続費逓次繰越 繰 越 明 許 費 事 故 繰 越 し	不 用 額	備	考
		211, 421, 149, 450	0	19, 302, 403, 550		
		204, 161, 724, 836	0	18, 336, 755, 164	2. 1. 7へ予算流用	△22, 274, 00
19 負担金、補 助及び交付 金	222, 498, 480, 000	204, 161, 724, 836	0	18, 336, 755, 164		204, 161, 724, 830 204, 161, 724, 830
		1, 536, 196, 630	0	103, 697, 370		1, 536, 196, 63
19 負担金、補 助及び交付 金	1, 639, 894, 000	1, 536, 196, 630	0	103, 697, 370	. 療養費	1, 536, 196, 63
		4, 489, 398, 158	0	805, 709, 842	001食事・生活療養費	4, 489, 398, 158
19 負担金、補 助及び交付 金	5, 295, 108, 000	4, 489, 398, 158	0	805, 709, 842	食事・生活療養費	4, 489, 398, 158
		378, 696, 679	0	55, 847, 321	001訪問看護療養費	378, 696, 679
19 負担金、補 助及び交付 金	434, 544, 000	378, 696, 679	0	55, 847, 321	. 訪問看護療養費	378, 696, 679
		0	0	1,000		
19 負担金、補 助及び交付 金	1,000	0	0	1,000		
		660, 513	0	392, 487	001移送費 移送費	660, 513 660, 513
19 負担金、補 助及び交付 金	1, 053, 000	660, 513	0	392, 487		000, 510
		854, 472, 634	0	366	2. 1. 1から予算流用	22, 274, 000
13 委 託 料	854, 473, 000	854, 472, 634	0	366	001審査支払手数料 審査支払委託料	854, 472, 634 854, 472, 634
		6, 467, 150, 448	0	2, 640, 008, 552		
		6, 466, 985, 479	0	2, 366, 173, 521	001高額療養費	6, 466, 985, 479
19 負担金、補 助及び交付 金	8, 833, 159, 000	6, 466, 985, 479	0	2, 366, 173, 521	. 高額療養費	6, 466, 985, 479
		164, 969	0	273, 835, 031	001高額介護合算療養費 高額介護合算療養費	164, 969 164, 969
19 負担金、補 助及び交付 金	274, 000, 000	164, 969	0	273, 835, 031	1 四映/1 咬口界深茂貝	104, 305

款		予	—————————————————————————————————————	額	
項目	当初予算額	補正予算額	継続 費 及 費 数 事 業 額	予備費支出及び流用増減	計
3 その他医療給付費	1, 005, 100, 000	0	0	0	1, 005, 100, 000
1 葬 祭 費	1, 005, 100, 000	0	0	0	1, 005, 100, 000
3 県財政安定化基金拠出金	88, 673, 000	0	0	0	88, 673, 000
1 県財政安定化基金拠出金	88, 673, 000	0	0	0	88, 673, 000
1 県財政安定化基金拠出金	88, 673, 000	0	0	0	88, 673, 000
4 特別高額医療費共同事業拠出金	44, 700, 000	0	0	0	44, 700, 000
1 特別高額医療費共同事業拠 出 金	44, 700, 000	0	0	0	44, 700, 000
1 特別高額医療費共同事業 拠 出 金	44, 500, 000	0	0	△11,000	44, 489, 000
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	200,000	0	0	11,000	211,000
5 保 健 事 業 費	323, 815, 000	0	0	0	323, 815, 000
1健康保持増進事業費	323, 815, 000	0	0	0	323, 815, 000
1健康診查費	323, 815, 000	0	0	0	323, 815, 000
6 諸 支 出 金	1,000,000	6, 301, 762, 000	0	0	6, 302, 762, 000
1 償還金及び還付加算金	1, 000, 000	6, 301, 762, 000	0	0	6, 302, 762, 000
1保険料還付金	900, 000	25, 427, 000	0	0	26, 327, 000
2 償 還 金	1,000	6, 265, 334, 000	0	0	6, 265, 335, 000

(単位:円)						
			翌年度繰越額			
考	備	不用額	継続費逓次繰越 繰 越 明 許 費 事 故 繰 越 し	支出済額	節 金 額	区分
		95, 600, 000	0	909, 500, 000		
909, 500, 00		95, 600, 000	0	909, 500, 000		
909, 500, 00	葬祭費	95, 600, 000	0	909, 500, 000	1, 005, 100, 000	19 負担金、補 助及び交付 金
		80, 357	0	88, 592, 643		
		80, 357	0	88, 592, 643		
	001県財政安定化基金拠5	80, 357	0	88, 592, 643		
·金拠出金 88, 592, 64	. 県財政安定化基金拠占	80, 357	0	88, 592, 643	88, 673, 000	19 負担金、補 助及び交付 金
		21, 089, 764	0	23, 610, 236		
		21, 089, 764	0	23, 610, 236		
∄ △11,00	4. 1. 2〜予算流用	21, 089, 222	0	23, 399, 778		
23, 399, 77	特別高額医療費共同事業拠出金		0	23, 399, 778	44, 489, 000	19 負担金、補 助及び交付 金
流用 11,00	4. 1. 1から予算流用	542	0	210, 458		
210, 45	001特別高額医療費共同 金 特別高額医療費共同 金	542	0	210, 458	211, 000	19 負担金、補 助及び交付 金
		68, 518, 436	0	255, 296, 564		
		68, 518, 436	0	255, 296, 564		
	001健康診査事業費	68, 518, 436	0	255, 296, 564		
託料 255, 296, 56	健康診査業務委託料	68, 518, 436	0	255, 296, 564	323, 815, 000	13 委 託 料
		19, 055, 918	0	6, 283, 706, 082		
		19, 055, 918	0	6, 283, 706, 082		
13, 630, 15	001保険料還付金	12, 696, 850	0	13, 630, 150		
13, 630, 15	保険料還付金	12, 696, 850	0	13, 630, 150	26, 327, 000	23 償還金利子 及び割引料
6, 265, 332, 01 注金 2, 738, 557, 23	001償還金 国庫負担金返還金	2, 988	0	6, 265, 332, 012		

			款			予		額	
			項 目		当初予算額	補正予算額	継続 費	予備費支出及 び流用増減	≅ †
		3 還	付 加	算 金	99, 000	201,000	0	0	300,000
		4 高額	額療養費特	別支給金	0	10, 800, 000	0	0	10, 800, 000
Γ	7	公	債	費	20, 000, 000	0	0	0	20, 000, 000
		1 公	債	費	20, 000, 000	0	0	0	20, 000, 000
		1 利		子	20, 000, 000	0	0	0	20, 000, 000
	8	予	備	費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
		1 予	備	費	1, 000, 000	0	0	0	1,000,000
		1 予	備	費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
		歳	出合	計	242, 371, 400, 000	9, 029, 262, 000	0	0	251, 400, 662, 000

			翌年度繰越額		
区分	節 金 額	支出済額	継続費逓次繰越 繰 越 明 許 費 事 故 繰 越 し	不 用 額	備考
					国庫補助金返還金 23,736,000 県負担金返還金 790,339,384
23 償還金利子 及び割引料		6, 265, 332, 012	0	2, 988	市町村負担金返還金 1,209,607,544 支払基金交付金返還金1,503,091,850
		65, 800	0	234, 200	001還付加算金 65,800 還付加算金 65,800
23 償還金利子 及び割引料		65, 800	0	234, 200	21,7,7,7,12
		4, 678, 120	0	6, 121, 880	001高額療養費特別支給金 4,678,120 高額療養費特別支給金 4,678,120
19 負担金、補助及び交付金		4, 678, 120	0	6, 121, 880	17,1000 120 130 130 130 130 130 130 130 130 130 13
		0	0	20, 000, 000	
		0	0	20, 000, 000	
		0	0	20, 000, 000	
23 償還金利子 及び割引料		0	0	20, 000, 000	
		0	0	1,000,000	
		0	0	1,000,000	
		0	0	1,000,000	
	251, 399, 662, 000	229, 201, 911, 337	継 0 明 0 事 0	22, 198, 750, 663	

実質収支に関する調書

特別会計 (単位:千円)

		X		分			金額
1	歳	入		総		額	239,441,089
2	歳	出		総		額	229,201,911
3	歳 入	歳	出	差	引	額	10,239,178
			(1)継続	費 逓 次	繰越	額	0
4	翌年度へ繰り	越す	(2)繰越	明許費	繰 越	額	0
	べき財源		(3)事故	繰 越 し	繰 越	額	0
				計			0
5	実	質	収	支		額	10,239,178
6	6 実質収支総額のうち地方自治法第 233 条 の 2 の規定による基金繰入額				0		

財産に関する調書

1 公有財産

- (1) 土地及び建物・・・・・該当財産無し
- (2) 山林・・・・・・・該当財産無し
- (3) 動産・・・・・・・・該当財産無し
- (4) 物権・・・・・・・・該当財産無し
- (5) 無体財産権・・・・・・該当財産無し
- (6) 有価証券・・・・・・該当財産無し
- (7) 出資による権利・・・・該当財産無し
- (8) 不動産の信託の受益権・・該当財産無し

2 物品

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
サーバ機	0台		1台	1台
(電算処理システム用			1	
一括処理専用サーバ機)		L i	或 0 〕	

※財務規則第148条「(概要) 財産に関する調書に記載する物品は、備品とし、①取得価格又は評価額が100万円以上の物品(自動車を除く)、②自動車(二輪自動車を除く。)とする。」

3 債権・・・・・・・・・該当財産無し

4 基金

○ 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金

区	分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現	金	0 千円	2,770,000 千円	2,770,000 千円
			增 2,770,000 減 0	

平成21年度

主要な施策の成果報告書

新潟県後期高齢者医療広域連合

一般会計 決算概要

平成21年度の決算は、歳入決算額 3,364,335,297 円に対して歳出決算額 3,310,693,576円で歳入歳出差引額53,641,721円となりました。

主な歳入は、市町村からの共通経費負担金、国庫補助金の後期高齢者医療制度事業 費補助金(医療費適正化事業分)、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、特別調 整交付金及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金(以下 「臨時特例基金」という。)繰入金となっています。

主な歳出は、事務局運営経費のほか被保険者等の意見を聞くための懇談会の運営経費、制度周知用ガイドブック作成等の広報経費、後期高齢者医療制度特別対策補助金及び臨時特例基金の積立等となっています。

今後も本広域連合は、構成市町村及び関係機関と連携を図りながら制度の円滑な実施と効率的な財政運営に努めてまいります。

平成21年度一般会計決算の総括及び対前年度比較

(単位:千円、%)

	平成21年度	平成20年度	増減額	増減率
歳入総額	3, 364, 335	2, 997, 541	366, 794	12. 2
歳出総額	3, 310, 693	2, 861, 746	448, 947	15. 7
歳入歳出差引額	53, 642	135, 795	△82, 153	△60. 5
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	-
実質収支額	53, 642	135, 795	△82, 153	△60. 5

1 主な歳入 (決算書 7~10 頁)

(1) 共通経費負担金について

① 決算額

(単位:円、%)

平成21年度	平成20年度	増減額	増減率
936, 500, 000	1, 008, 600, 000	△72, 100, 000	△7. 1

※納入は、四半期納付

巻末資料「1. 市町村別負担金(共通経費)の決算額」を参照

② 構成市町村負担割合

(新潟県後期高齢者医療広域連合規約 別表第2)

区	分	負担割合等
	均等割	10%
共通経費	高齢者人口割	4 0 %
	人 口 割	5 0 %

- 備考 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で 分担する負担金をいう。
 - 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
 - 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本 台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものを いう。
 - 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及 び外国人登録原票に基づく人口の割合により算出するものをいう。

(2) 国庫補助金の概要

①後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化事業分)

(単位:円)

区 分	対象事業費等	補助率	収入済額
・後発医薬品の使用促進	ガイドブック等対象広報物		
等のための普及・啓発	作成費		232, 000
(広報経費)	199, 590	1/2	
・医療保険者等の「意見	医療懇談会開催経費	1/2	
を聞く場」の設置等	(3回開催:報償費、需用費)		153, 000
(医療懇談会経費)	210, 870		
合 計			385, 000

※収入済額は、翌年度精算額を含んだ金額。

②高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

(単位:円)

区分	対象事業費等	収入済額
平成21年度分 低所得者軽減措置	H21年度低所得者保険料軽減分 (均等割の8.5割軽減) 対象者 約62,000人	305, 140, 652
平成22年度分 低所得者軽減措置	H22年度低所得者保険料軽減分 (均等割の9割、8.5割軽減) (所得割の5割軽減) 対象者 約159,000人	1, 187, 520, 060
平成22年度分 被扶養者軽減措置	H22年度被扶養者保険料軽減分 (均等割の9割軽減) 対象者 約59,000人	749, 621, 377
合 計		2, 242, 282, 089

この交付金は、平成21年度及び22年度の2カ年度事業分の収入額であり、

③特別調整交付金

(単位:円)

区 分	対象事業費等	収入済額
長寿・健康増進事業の 実施	高齢者の健康づくりのために取り 組む事業に要する経費	2, 720, 000
合 計		2, 720, 000

(3) 臨時特例基金繰入金

臨時特例基金から特別対策に関する広報事業などに充当する額 41,114,010 円 を取り崩して、歳入予算で受け入れました。

一旦、平成21年度に全額臨時特例基金に積み立てました。

2 後期高齢者医療制度臨時特例基金 (決算書 16 頁)

(1) 基金の目的等

後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、平成 19 年度に臨時特例基金を設置しました。

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとします。

(2) 基金の運用状況

前年度末	決算年月	度中増減高	決算年度末
現在高	増(積立)	減(取崩)	現在高
2, 267, 982, 800	○運用利子 830,186 ○H21年度高齢者医 療制度円滑運営臨 時特例交付金 2,242,282,089	○保険料軽減額への財源補填(特別会計)1,705,684,948○特別対策補助金等への財源充当(一般会計)41,114,010	2, 764, 296, 117

3 主な歳出 (決算書11~14頁)

【款】総務費【項】総務管理費

			<u> </u>	(半位・11)
目 名	支 出 済 額	財源		事業の概要及び施策の成果
		特定財源	一般財源	
一般管理費	3, 309, 451, 126	2, 283, 773, 315	1, 025, 677, 811	
		諸収入		001 一般管理費 992,980,292
		3, 642, 390	964, 347, 902	○事務所運営維持費 19,357,162
		繰入金		(事務室・事務機器借上料ほか)
		24, 990, 000		○特別会計事務費繰出 973,623,130
		諸収入		002 職員派遣関係経費 61,568,038
		277, 440	61, 290, 598	○派遣職員人件費負担金 59,830,438
				(局長、次長及び総務課職員 9 名分)
		国庫支出金		003 後期高齢者医療制度事業費
		385, 000	39, 311	424, 311
				○医療懇談会 224,721
				第1回(6月4日)
				第2回(10月28日)
				第3回(1月28日)
				(委員謝礼、旅費、消耗品費)
				○広報経費 199,590
				(委託料) ※【別紙】参照
		財産収入		004 臨時特例基金事業費
		830, 186	0	2, 254, 478, 485
		国庫支出金		○広報経費 3,723,210
		2, 244, 862, 089		(委託料) ※【別紙】参照
		繰入金		○後期高齢者医療特別対策補助金
		8, 786, 210		(市町村への補助金) 7,643,000
				・説明会の開催及び周知広報に要
				する経費 4,122,000
				・きめ細やかな相談のための体制
				整備に要する経費 941,000
				・長寿・健康増進事業の実施 2,580,000
				○ 臨時特例基金積立金(利子分)
				830, 186
				○臨時特例基金積立金
				2, 242, 282, 089
				2, 212, 202, 003

【別紙】平成21年度の広報実績

広報内容	時期又は規模
ホームページ	ガイドブック等の広報物を掲載するなど適宜更新を行った
H21 年度版 小冊子(改訂版) 変型判 24 頁 (36 万部)	H21.7月 被保険者証更新時に封入 市町村窓口へ設置
H22 年度版 ガイドブック A4 判カラー 24 頁 (9 万部)	H22.3月 県内医療機関、関係団体、市町村へ配布
H22 年度版 小冊子 変型判 24 頁 (10 万部)	H22.3月 県内医療機関、関係団体、市町村へ配布
市町村広報誌	H21.5月から市町村へ原稿を提供(合計6回)
ポスター (5千部)	H21.7月:被保険者証更新周知用ポスター ※国保連と共同制作 医療機関(約 4000 箇所)、市町村へ配布
	H21.07.06(保険料額決定通知送付・保険料軽減制度のお知らせ) : 半3段広告(日報、朝日、読売、毎日)
新聞広告	H21.07.22(被保険者証更新のお知らせ) : 半3段広告(日報、朝日、読売、毎日)
	H22.03.21(平成 22・23 年度の保険料率について) : 新潟日報ささえーるプレス【記事&広告】

後期高齢者医療特別会計 決算概要

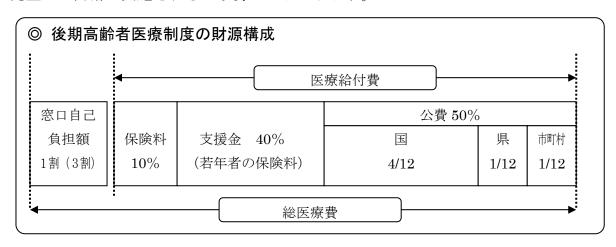
平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行に併せ設置された後期高齢者医療特別会計は、2年度目の決算を迎えました。

平成21年度の決算は、歳入決算額 239,441,089,013 円に対して歳出決算額 229,201,911,337円で歳入歳出差引額10,239,177,676円となりました。

主な歳入は、市町村支出金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金、諸収入及び前年度繰越金となっています。

主な歳出は、療養給付費などの保険給付費、県財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金及び保健事業費となっています。

今後も広域連合は、高齢者の福祉の増進を図るとともに、高齢者医療制度の運営が 健全かつ円滑に実施されるよう努めてまいります。



平成21年度特別会計決算の総括及び対前年度比較

(単位:千円、%)

	平成 21 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
歳入総額	239, 441, 089	202, 360, 396	37, 080, 693	18. 3
歳出総額	229, 201, 911	192, 682, 063	36, 519, 848	19. 0
歳入歳出差引額	10, 239, 178	9, 678, 333	560, 845	5.8
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	_
実質収支額	10, 239, 178	9, 678, 333	560, 845	5.8

1 保険業務費及び事務的経費別決算状況

(単位:円)

歳		歳	出	
市町村支出金 (※保険料分+療養給付費負担分)	37, 277, 147, 472		218, 797, 799, 898	
国庫支出金	79, 094, 820, 640	保険給付費		
県支出金	18, 070, 194, 522			
支払基金交付金	92, 466, 127, 000			
基金繰入金	1, 705, 684, 948	保健事業費	255, 296, 564	
その他	7, 074, 208, 517	その他	6, 395, 908, 961	
小 計(A)	235, 688, 183, 099	小 計(B)	225, 449, 005, 423	
事務費繰入金他	3, 752, 905, 914	総務費	3, 752, 905, 914	
小 計(C)	3, 752, 905, 914	小 計(D)	3, 752, 905, 914	
合 計 (A+C)	239, 441, 089, 013	合 計(B+D)	229, 201, 911, 337	

[※]巻末資料「2. 市町村別負担金(保険料及び療養給付費)の決算額」を参照

【保険業務費収支】

小計(A) - 小計(B) = 差引額(E) 10,239,177,676 円

※差引額(E)の内訳には、実歳出額に対する超過交付分の国等返納分等(約73.7億円)を含んでいるため、単純な剰余金とはなりません。(医療給付費の確定後、H22年度予算にて精算します。)

【事務的経費収支】

小計(C)-小計(D)=差引額(F)0円

※事務的経費に係る翌年度繰越額は生じません。

2 主な歳入

(1) 国庫補助金の概要(調整交付金除く)(決算書21~24頁)

①後期高齢者医療制度事業費補助金

(単位:円)

区分	対象事業費等	補助率	収入済額
健康診査事業	市町村へ委託した健康診査業務 委託料見込額 292,886,760 (委託料実績等の詳細は14頁「保健事 業の概要」参照のこと。)	1/3	97, 628, 000
特別高額医療費共同事業	国保中央会への当該共同事業に 係る拠出金 23,610,236 ○事業費分 23,399,778 ○事務費分 210,458 (詳細は13頁「特別高額医療費共同事 業拠出金について」参照のこと。)		15, 022, 877
合 計			112, 650, 877

②高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

(単位:円)

区分	対象事業費等	収入済額
保険料軽減措置(H20年度 低所得者軽減分)の追加補填	均等割 8.5 割軽減額 (7割超過分: @5,400円) 及び所得割 5 割軽減額 【対象経費】 914,299,408円 【受入済額】 872,894,241円	41, 405, 167
合 計		41, 405, 167

(2) 支払基金交付金(後期高齢者交付金)の概要 (決算書 23~24 頁)

広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、現役世代からの後期高齢者医療制度への負担金として、社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で賄われます。

後期高齢者交付金は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する保険者から社 会保険診療報酬支払基金が徴収する後期高齢者支援金が充てられます。

(3) 保険料の概要

① 保険料率及び賦課限度額

区分	料率	備考
均等割	35, 300 円	【平成 22 年 3 月 31 日状況】
所得割	7. 15%	○一人当たり平均保険料額 41,791円
賦課限度額	50 万円	○賦課決定被保険者数 346,749 人

② 保険料の軽減状況

(単位:千円、人、%)

区分			均	等 割			所得割
軽減割合	2割	5割	8.5割	9割	被扶養者	計	5割
軽減総額	155, 306	169, 705	1, 420, 377	1, 744, 554	2, 443, 494	5, 933, 436	277, 072
対象者人数	21, 998	9,615	47, 338	54, 912	76, 912	210, 775	28, 083
同上構成率	6. 3%	2.8%	13.7%	15.8%	22. 2%	60.8%	8.1%

^{※「}同上構成率」=「対象者人数」/「賦課決定被保険者数 346,749 人 (H22. 3. 31)」×100

③ 保険料の減免等の状況

(単位:件数)

区分	減免			徴収猶予		
区	受付	決定	却下	受付	決定	却下
災害によるもの (火災)	7	5	2	0	0	0
死亡、入院等による収入減	0	0	0	0	0	0
事業又は業務の休廃止等による収入減	0	0	0	0	0	0
その他連合長が特に必要があると認めた場合	4	2	2	0	0	0
合 計	11	7	4	0	0	0

④ 保険料の収納状況等

ア 市町村における保険料の収納状況 (平成22年5月末現在) (単位:円、%)

区分	調定額	実収入済額	不納	収入未済額	収納率
	A	В	欠損額C	D	E (B/A)
現年度分	14, 548, 269, 000	14, 468, 885, 658	9, 500	79, 373, 842	99. 5
滞納繰越分	91, 626, 017	39, 941, 538	119, 400	51, 565, 079	43.6

巻末資料「4-1. 市町村別保険料収納の状況 (現年度分)、4-2. (滞納繰越分)」を参照

イ 広域連合への納付状況 (決算書 21~22 頁)

区八		平成21年度 納付額	
区分	保険料(現年度分)	保険料 (過年度分)	保険料(滞納繰越分)
保険料	18, 556, 476, 906	174, 944, 108	39, 982, 838
うち徴収分	14, 344, 587, 751		
うち基盤安定分	4, 211, 889, 155		

3 主な歳出

(1)被保険者の概要

① 被保険者数の推移

(単位:人、%)

区 分	平成22年4月1日	平成21年4月1日	増減	(率)
男性	123, 994	121, 384	2, 610	2. 2
女 性	210, 149	206, 582	3, 567	1.7
合 計	334, 143	327, 966	6, 177	1.9
うち一定の障害の方	9, 251	9, 209	42	0.5

巻末資料「3. 市町村別被保険者数の状況」を参照

② 被保険者の内訳(負担割合別)

(単位:人、%)

区 分	平成22年4月1日	平成21年4月1日	増減	(率)
1割負担	319, 162	312, 804	6, 358	2.0
同上構成率	95. 5	95. 4		
3割負担	14, 981	15, 162	△181	△1.2
同上構成率	4. 5	4.6		
合 計	334, 143	327, 966	6, 177	1. 9

(2) 保険給付の概要 (決算書 27~32 頁)

① 療養給付費(平成21年3月~平成22年2月診療分) (単位:件数、円)

区分	支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
入院	229, 483	105, 370, 370, 520	94, 008, 288, 018	6, 811, 961, 887
入院外	5, 116, 308	69, 726, 820, 480	62, 088, 664, 044	6, 821, 679, 880
歯科	512, 972	8, 209, 960, 830	7, 291, 617, 620	912, 464, 393
調剤	3, 197, 330	45, 762, 734, 100	40, 773, 155, 154	4, 843, 575, 063
合計	9, 056, 093	229, 069, 885, 930	204, 161, 724, 836	19, 389, 681, 223

注:その他負担の有無等により保険者負担分と一部負担金の合計が費用額とならない場合があります。

② 療養費(平成21年4月~平成22年3月支給分) (単位:件数、円)

区分	支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
一般診療	90	1, 550, 320	1, 405, 045	145, 275
補装具	7,877	205, 246, 986	182, 597, 463	22, 649, 523
柔道整復師 の施術	84, 242	1, 143, 241, 937	1, 016, 300, 307	126, 941, 630
あんま・ マッサージ	9, 854	310, 697, 012	275, 713, 490	34, 983, 522
はり・きゅう	3, 523	65, 449, 275	58, 449, 210	7, 000, 065
その他	12	1, 110, 895	1, 731, 115	△620, 556
合 計	105, 598	1, 727, 296, 425	1, 536, 196, 630	191, 099, 459

注:その他負担の有無等により保険者負担分と一部負担金の合計が費用額とならない場合があります。

③ 食事・生活療養費(平成21年4月~平成22年3月支給分)(単位:件数、円)

支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
212, 486	7, 098, 176, 388	4, 489, 398, 158	2, 474, 710, 680

注: その他負担の有無等により保険者負担分と一部負担金の合計が費用額とならない場合があります。

④ 訪問看護療養費(平成21年4月~平成22年3月支給分) (単位:件数、円)

支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
7, 135	425, 179, 900	378, 696, 679	19, 398, 120

注:その他負担の有無等により保険者負担分と一部負担金の合計が費用額とならない場合があります。

⑤ 高額療養費 (平成21年4月~平成22年3月支給分) (単位:件数、円)

支給件数	支給額	1件当たり支給額
381, 562	6, 466, 985, 479	約 16,949 円

※①から⑤については、巻末資料「5. 市町村別療養給付費等の状況」を参照

⑥ 高額介護合算療養費(平成22年2月支給分)

(単位:件数、円)

支給件数	支給額	1件当たり支給額
6	164, 969	約 27, 495 円

⑦ 葬祭費(平成21年4月~平成22年3月支給分)

(単位:件数、円)

支給件数	支給額	備考		
18, 190	909, 500, 000	支給基準額 5万円		

巻末資料「6. 市町村別葬祭費の状況」を参照

(3) 新潟県財政安定化基金拠出金について (決算書 31~32 頁)

① 制度の趣旨

財政安定化基金とは、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために、各都道府県に設置されているものです。

その財源は、国・都道府県・広域連合(保険料)で1/3ずつ負担し、広域連合は、財政安定化基金拠出金を、都道府県に拠出します。

拠出額は、新潟県の条例で定められており拠出率(0.04%)をもとに算出されます。

② 拠出金額 88,592,643 円

③ 新潟県財政安定化基金の造成状況

(単位:円)

前年度末		決算名	丰度中増減高	ij		決算年度
現在高	増(積立等) 減			末現在高		
光	玉	県	広域連合	利子	(取崩)	个 先任同
265, 887, 453	88, 592, 643	88, 592, 643	88, 592, 643	260, 832	0	531, 926, 214

(4) 特別高額医療費共同事業拠出金について (決算書 31~32 頁)

① 制度の趣旨

特別高額医療費共同事業とは、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、各広域連合からの拠出金をもとにして実施される事業です。

② 対象事業

共同事業の対象は、国民健康保険中央会又は支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件当たり400万円超のレセプトとし、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金で賄うべき部分から、公費による高額医療費に対する部分を除いた部分について交付されます。

③ 拠出金額

区 分	拠出金額
事業費分	23, 399, 778
事務費分	210, 458
合 計	23, 610, 236

(5) 保健事業の概要 (決算書 31~32 頁)

① 健康診査事業の受診状況(平成21年4月~平成22年3月受付分) (単位:人、%)

被保険者数	計画人数	T人数 受診者		受診率		
A	B (注)	С	C/A	C/B		
327, 966	85, 267	66, 754	20. 4	78. 3		

注:「計画人数B」は、市町村にて把握した受診が見込まれる人数

注:「受診者C」には、平成20年度受診者の請求遅れ分も含む

巻末資料「7. 市町村別健康診査の受診状況」を参照

② 健康診査事業委託料

・市町村への委託による実施

・自己負担なし

(単位:人、円)

区分	受診者数	国庫補助金	保険料	委託料
四万		A	В	A + B
集団	34, 718	36, 727, 000	87, 234, 924	123, 961, 924
個別	32, 036	60, 901, 000	70, 433, 640	131, 334, 640
合計	66, 754	97, 628, 000	157, 668, 564	255, 296, 564

注:国庫補助金は、翌年度精算額を含んだ金額。

14

(6) 事務費 *(決算書 27~28 頁)*

【款】総務費【項】総務管理費

	24分頁 【25】 於4分	財源内訳		(平位、门)
目及び事業名	支 出 済 額	済額 特定財源		事業の概要及び施策の成果
一般管理費	3, 752, 905, 914	9, 493, 242	3, 743, 412, 672	
		0	116, 307, 257	001 業務一般管理費 116,307,257 ○派遣職員人件費負担金 115,860,797 (業務課 16 名分)
		0	606, 475, 583	002 医療給付経費 606,475,583 ○被保険者証等作成封入封緘業務委託料 16,695,000
				○国保連合会への業務委託・レセプト2次点検業務 127,744,470(縦覧点検業務及び再審査請求事務に係る業務委託料:@14.09円/件)
				・過誤処理業務 6,600,000
				(資格照合に係るレセプト返戻処理及 び医療機関への照会確認業務委託料 @550,000円/月)
				・審査支払システム手数料 29,454,846
				(レセプトオンライン請求システム及 び審査支払システムの保守管理料 @3.22円/件)
				・審査支払共同電算手数料 355,379,204
				(審査支払事務に係る各種電算処理シ ステムの処理手数料 @38.85円)
				給付関係現金支給処理業務委託料 48,528,000
				(高額療養費等の現金払いに伴う事務 処理委託料 @4,044,000円)
				○派遣労働者業務委託料 5,133,744 (人材派遣会社から事務職2名)
				○電算処理委託料 7,415,200 (新潟県重度心身障害者医療費助成事 業に係る補完システム開発経費ほか)

口刀水市业力		財源内訳		事業の概要及び施策の成果	
日及い争乗名	目及び事業名 支 出 済 額		一般財源	争業の做委及い施束の成未	
		0	707, 238	003 保険料賦課経費 707,238 ○被扶養者情報委託料 642,616 (支払基金からの被扶養者情報提供料) 3,848 件×@167 円	
		諸収入 9,493,242	249, 922, 594	004 電算システム経費 259,415,836 ○通信運搬費 24,217,529 (市町村とデータセンター間のNTT専用回線通信料)	
				○システム構築等業務委託料 42,877,170 (標準システムの運用、一括処理サーバ 機構築費及び保守料などの経費)	
				○稼働維持支援等業務委託料 42,336,000 (毎日の標準システムの運用及び随時 データ抽出作業などのSE業務経費)	
				○電算システム賃借料 118,693,913 (サーバ機、端末及びプリンターなど電 算機器のリース料)	
				○電算関係備品購入費 20,252,820 (電算処理システム用一括処理専用サ ーバ機等の購入)	
		0	2, 770, 000, 000	005 医療財政調整基金経費 2,770,000,000 ○医療財政調整基金積立金 2,770,000,000	

注意: 主な概要の金額の合計と表中の支出済額は一致しない場合があります。

4 後期高齢者医療財政調整基金 (決算書 36 頁)

(1) 基金の目的等

後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、平成 21 年度に新潟県後期高齢者広域連合後期高齢者医療財政調整基金を設置しました。

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとします。

(2) 基金の運用状況

(単位:円)

前年度末	決算年度	決算年度末	
現在高	増 (積立)	減(取崩)	現在高
0	○医療財政調整基金 積立金 2,770,000,000	0	2, 770, 000, 000

巻 末 資 料

- 1. 市町村別負担金(共通経費)の決算額
- 2. 市町村別負担金(保険料及び療養給付費)の決算額
- 3. 市町村別被保険者数の状況
- 4-1. 市町村別保険料収納の状況 (現年度分)
- 4-2. 市町村別保険料収納の状況 (滞納繰越分)
- 5. 市町村別療養給付費等の状況
- 6. 市町村別葬祭費の状況
- 7. 市町村別健康診査の受診状況
- 8. 歳計現金債権等資金運用状況

1. 市町村別負担金 (共通経費) の決算額

(単位:円)

		共通経費分								
		平成20年度決算額	平成21年度決算額	増減額						
1	新潟市	281, 712, 663	263, 531, 210	-18, 181, 453						
2	長岡市	107, 101, 217	99, 801, 506	-7, 299, 711						
3	三条市	41, 392, 229	38, 858, 033	-2, 534, 196						
4	柏崎市	39, 364, 714	36, 788, 914	-2, 575, 800						
5	新発田市	42, 126, 235	39, 401, 225	-2, 725, 010						
6	小千谷市	18, 586, 000	17, 550, 965	-1, 035, 035						
7	加茂市	15, 193, 438	14, 412, 673	-780, 765						
8	十日町市	29, 231, 693	27, 326, 220	-1, 905, 473						
9	見附市	18, 743, 142	17, 810, 888	-932, 254						
10	村上市	43, 371, 398	29, 763, 153	-13, 608, 245						
11	燕市	32, 425, 819	30, 530, 369	-1, 895, 450						
12	糸魚川市	24, 240, 446	22, 719, 841	-1, 520, 605						
13	妙高市	18, 214, 249	17, 126, 659	-1, 087, 590						
14	五泉市	25, 257, 397	23, 694, 517	-1, 562, 880						
15	上越市	81, 707, 571	76, 078, 871	-5, 628, 700						
16	阿賀野市	21, 040, 576	19, 852, 668	-1, 187, 908						
17	佐渡市	34, 133, 069	31, 765, 180	-2, 367, 889						
18	魚沼市	20, 570, 401	19, 354, 039	-1, 216, 362						
19	南魚沼市	27, 694, 169	25, 959, 023	-1, 735, 146						
20	胎内市	15, 576, 721	14, 704, 894	-871, 827						
21	聖籠町	7, 692, 581	7, 488, 688	-203, 893						
22	弥彦村	6, 013, 023	5, 975, 407	-37, 616						
23	田上町	7, 781, 703	7, 548, 302	-233, 401						
24	阿賀町	10, 041, 456	9, 593, 243	-448, 213						
25	出雲崎町	5, 519, 089	5, 448, 639	-70, 450						
26	川口町	5, 097, 732	5, 059, 506	-38, 226						
27	湯沢町	6, 261, 253	6, 156, 571	-104, 682						
28	津南町	8, 532, 748	8, 195, 639	-337, 109						
29	刈羽村	4, 851, 684	4, 839, 626	-12, 058						
30	関川村	6, 049, 599	5, 958, 563	-91, 036						
31	粟島浦村	3, 075, 985	3, 204, 968	128, 983						
	合 計	1, 008, 600, 000	936, 500, 000	-72, 100, 000						

2. 市町村別負担金 (保険料及び療養給付費) の決算額

(単位:円)

			保険料分(注1)		療養給付費分
		徴収分	基盤安定分	合計	(注2)
1	新潟市	5, 108, 289, 500	1, 042, 149, 782	6, 150, 439, 282	5, 414, 076, 000
2	長岡市	1, 703, 309, 600	458, 497, 625	2, 161, 807, 225	2, 065, 920, 000
3	三条市	570, 356, 900	180, 304, 834	750, 661, 734	770, 364, 000
4	柏崎市	631, 559, 700	181, 680, 634	813, 240, 334	720, 423, 000
5	新発田市	579, 969, 500	193, 936, 773	773, 906, 273	703, 536, 000
6	小千谷市	218, 298, 200	76, 683, 860	294, 982, 060	338, 932, 000
7	加茂市	185, 472, 800	61, 722, 276	247, 195, 076	255, 990, 000
8	十日町市	326, 188, 500	156, 330, 264	482, 518, 764	607, 104, 000
9	見附市	219, 879, 100	73, 744, 249	293, 623, 349	314, 400, 000
10	村上市	407, 005, 600	163, 607, 070	570, 612, 670	649, 099, 000
11	燕市	410, 254, 000	128, 270, 630	538, 524, 630	541, 662, 000
12	糸魚川市	388, 059, 700	108, 738, 286	496, 797, 986	458, 337, 000
13	妙高市	255, 399, 100	70, 879, 362	326, 278, 462	372, 348, 000
14	五泉市	286, 613, 500	118, 134, 528	404, 748, 028	399, 336, 000
15	上越市	1, 267, 190, 200	356, 990, 544	1, 624, 180, 744	1, 657, 073, 000
16	阿賀野市	183, 581, 900	101, 142, 912	284, 724, 812	363, 540, 000
17	佐渡市	437, 767, 051	214, 850, 275	652, 617, 326	733, 106, 000
18	魚沼市	202, 246, 900	100, 353, 364	302, 600, 264	391, 524, 000
19	南魚沼市	298, 597, 900	124, 396, 469	422, 994, 369	576, 433, 000
20	胎内市	158, 873, 400	66, 894, 595	225, 767, 995	243, 360, 000
21	聖籠町	39, 442, 500	23, 418, 583	62, 861, 083	79, 013, 000
22	弥彦村	35, 677, 400	14, 971, 296	50, 648, 696	49, 740, 000
23	田上町	66, 363, 200	22, 338, 096	88, 701, 296	99, 552, 000
24	阿賀町	102, 599, 300	50, 805, 473	153, 404, 773	225, 612, 000
25	出雲崎町	41, 371, 500	17, 786, 465	59, 157, 965	60, 230, 074
26	川口町	22, 485, 800	13, 429, 576	35, 915, 376	58, 090, 000
27	湯沢町	58, 874, 000	16, 015, 589	74, 889, 589	68, 050, 000
28	津南町	75, 460, 100	37, 273, 530	112, 733, 630	137, 232, 000
29	刈羽村	27, 610, 000	11, 717, 525	39, 327, 525	42, 492, 000
30	関川村	33, 900, 200	23, 196, 482	57, 096, 682	64, 716, 000
31	粟島浦村	1, 890, 700	1, 628, 208	3, 518, 908	7, 282, 000
	合 計	14, 344, 587, 751	4, 211, 889, 155	18, 556, 476, 906	18, 468, 572, 074

注1:市町村における平成21年度賦課分の出納整理期間(平成22年4-5月)の収納分等は平成22年度の精算納付となるため、広域連合の保険料納付決算額と市町村における保険料決算額の合計は一致しません。

注2:平成21年度は、概算納付とし平成22年度に確定精算を行います。

3. 市町村別被保険者数の状況

(単位:人、%)

		平成21年	4月1日	平成22年	4月1日	増	減数		. <u>八、/0/</u> 咸率
			うち一定の 障害の方		うち一定の 障害の方		うち一定の 障害の方		うち一定の 障害の方
1	新潟市	90, 393		93, 000		2607	0	2. 9	0.0
2	長岡市	36, 677	702	38, 313	728	1636	26	4. 5	3. 7
3	三条市	13, 533	485	13, 780	498	247	13	1.8	2. 7
4	柏崎市	13, 779	336	13, 955	346	176	10	1. 3	3. 0
5	新発田市	14, 235	437	14, 606	429	371	Δ 8	2. 6	Δ 1.8
6	小千谷市	5, 976	157	6, 067	150	91	△ 7	1. 5	△ 4.5
7	加茂市	4, 695	173	4, 809	181	114	8	2. 4	4. 6
8	十日町市	10, 891	282	11, 011	278	120	△ 4	1. 1	△ 1.4
9	見附市	5, 678	187	5, 760	196	82	9	1.4	4. 8
10	村上市	11, 755	413	11, 920	415	165	2	1.4	0. 5
11	燕市	9, 873	373	10, 064	362	191	Δ 11	1. 9	△ 2.9
12	糸魚川市	8, 859	200	8, 892	201	33	1	0. 4	0. 5
13	妙高市	6, 049	147	6, 112	146	63	Δ1	1. 0	△ 0.7
14	五泉市	8, 419	173	8, 533	171	114	Δ 2	1. 4	Δ 1.2
15	上越市	28, 880	808	29, 437	813	557	5	1. 9	0. 6
16	阿賀野市	6, 758	215	6, 906	227	148	12	2. 2	5. 6
17	佐渡市	14, 106	470	14, 235	473	129	3	0. 9	0. 6
18	魚沼市	7, 102	144	7, 106	159	4	15	0. 1	10. 4
19	南魚沼市	9, 573	278	9, 584	284	11	6	0. 1	2. 2
20	胎内市	4, 760	159	4, 849	155	89	△ 4	1. 9	△ 2.5
21	聖籠町	1, 523	47	1, 561	48	38	1	2. 5	2. 1
22	弥彦村	1, 090	27	1, 088	29	Δ 2	2	Δ 0.2	7. 4
23	田上町	1, 738	53	1, 787	59	49	6	2. 8	11. 3
24	阿賀町	3, 338	108	3, 352	102	14	Δ 6	0. 4	△ 5.6
25	出雲崎町	1, 226	34	1, 204	33	△ 22	Δ 1	Δ 1.8	△ 2.9
26	川口町	907	25	0	0	△ 907	△ 25	Δ 100.0	Δ 100.0
27	湯沢町	1, 298	40	1, 337	38	39	Δ 2	3. 0	△ 5.0
28	津南町	2, 606	64	2, 622	65	16	1	0. 6	1. 6
29	刈羽村	753	19	739	17	△ 14	Δ 2	△ 1.9	△ 10.5
30	関川村	1, 391	26	1, 409	24	18	Δ 2	1. 3	△ 7.7
31	粟島浦村	105	10	105	7	0	Δ 3	0.0	△ 30.0
	合 計	327, 966	9, 209	334, 143	9, 251	6, 177	42	1.9	0. 5

4-1. 市町村別保険料収納の状況 (現年度分)

(単位:円、%)

	1					<u> </u>	70/
		調定額 A	収入済額 B①	Bのうち還付 未済額B②	不納欠 損額 C	収入未済額 D	収納率 E
1	新潟市	5, 183, 272, 900	5, 146, 307, 900	6, 143, 200	0	43, 108, 200	99. 2
2	長岡市	1, 714, 044, 300	1, 710, 017, 500	1, 189, 900	0	5, 216, 700	99. 7
3	三条市	577, 247, 200	573, 349, 100	1, 700	0	3, 899, 800	99. 3
4	柏崎市	633, 518, 900	633, 208, 500	422, 600	0	733, 000	99. 9
5	新発田市	585, 203, 200	582, 939, 900	257, 200	0	2, 520, 500	99.6
6	小千谷市	225, 807, 200	225, 391, 240	16, 000	0	431, 960	99.8
7	加茂市	190, 638, 300	189, 472, 600	14, 900	9, 500	1, 171, 100	99. 4
8	十日町市	330, 248, 200	326, 994, 800	165, 700	0	3, 419, 100	99. 0
9	見附市	221, 752, 300	221, 713, 700	218, 500	0	257, 100	99. 9
10	村上市	410, 578, 300	408, 607, 431	688, 900	0	2, 659, 769	99. 4
11	燕市	428, 583, 300	425, 803, 400	365, 600	0	3, 145, 500	99. 3
12	糸魚川市	389, 987, 200	389, 391, 000	352, 200	0	948, 400	99.8
13	妙高市	260, 029, 500	259, 407, 500	142, 500	0	764, 500	99. 7
14	五泉市	294, 317, 800	293, 467, 787	0	0	850, 013	99. 7
15	上越市	1, 273, 905, 600	1, 273, 877, 600	2, 142, 200	0	2, 170, 200	99.8
16	阿賀野市	188, 975, 900	188, 364, 400	6, 400	0	617, 900	99. 7
17	佐渡市	448, 134, 600	445, 117, 200	0	0	3, 017, 400	99. 3
18	魚沼市	207, 507, 900	206, 581, 600	128, 200	0	1, 054, 500	99. 5
19	南魚沼市	308, 269, 900	306, 624, 700	258, 200	0	1, 903, 400	99. 4
20	胎内市	163, 960, 000	163, 652, 200	6, 100	0	313, 900	99.8
21	聖籠町	40, 492, 300	40, 282, 000	5, 100	0	215, 400	99. 5
22	弥彦村	37, 310, 000	37, 235, 800	0	0	74, 200	99.8
23	田上町	67, 255, 100	66, 950, 300	29, 500	0	334, 300	99. 5
24	阿賀町	103, 082, 900	103, 028, 900	151, 600	0	205, 600	99.8
25	出雲崎町	41, 367, 200	41, 407, 600	40, 400	0	0	100.0
26	川口町	22, 500, 700	22, 522, 300	21, 600	0	0	100.0
27	湯沢町	59, 695, 600	59, 479, 400	0	0	216, 200	99. 6
28	津南町	77, 099, 500	76, 977, 800	0	0	121, 700	99.8
29	刈羽村	27, 665, 300	27, 665, 300	0	0	0	100.0
30	関川村	33, 927, 200	33, 923, 700	0	0	3, 500	100.0
31	粟島浦村	1, 890, 700	1, 890, 700	0	0	0	100.0
	合計 調定額 4 は	14, 548, 269, 000	14, 481, 653, 858	12,768,200	9, 500	79, 373, 842	99. 5

注:調定額Aは、平成21年度に賦課決定された保険料額(平成21年度現年度分保険料額)注:収入済額B①は、市町村の平成21年度決算書の保険料収入済額

注:還付未済額B②は、収入済額B①に含まれている還付未済額

注:収入未済額D=A-(B①-B②)-C 注:収納率E=B÷A×100 ただしB=B①-B②

4-2. 市町村別保険料収納の状況 (滞納繰越分)

(単位:円、%)

						(+12.	円、%)
		調定額 A	収入済額 B①	Bのうち還付 未済額B②	不納欠 損額 C	収入未済額 D	収納率 E
1	新潟市	51,366,400	20, 890, 900	5,500	0	30, 481, 000	40. 7
2	長岡市	6,708,500	2, 971, 800	0	0	3, 736, 700	44. 3
3	三条市	5,737,000	2, 532, 700	0	0	3, 204, 300	44. 1
4	柏崎市	514,300	420, 600	0	0	93, 700	81.8
5	新発田市	2,174,800	637, 100	3,900	0	1, 541, 600	29. 1
6	小千谷市	346,200	219, 900	0	0	126, 300	63. 5
7	加茂市	1,045,900	437, 600	0	119, 400	488, 900	47. 2
8	十日町市	1,163,700	413, 800	800	0	750, 700	35. 5
9	見附市	298,700	66, 400	0	0	232, 300	22. 2
10	村上市	3,122,200	1, 756, 054	2,900	0	1, 369, 046	56. 2
11	燕市	2,613,700	999, 900	2,950	0	1, 616, 750	38. 1
12	糸魚川市	919,500	345, 100	0	0	574, 400	37. 5
13	妙高市	1,115,200	275, 400	0	0	839, 800	24. 7
14	五泉市	1,345,917	489, 187	0	0	856, 730	36. 3
15	上越市	2,892,800	1, 485, 400	29,150	0	1, 436, 550	50. 3
16	阿賀野市	1,451,100	915, 600	0	0	535, 500	63. 1
17	佐渡市	3,507,100	1, 732, 100	0	0	1, 775, 000	49. 4
18	魚沼市	954,400	825, 800	300	0	128, 900	86. 5
19	南魚沼市	977,800	849, 800	0	0	128, 000	86. 9
20	胎内市	848,900	644, 597	0	0	204, 303	75. 9
21	聖籠町	82,500	82, 500	0	0	0	100.0
22	弥彦村	185,700	185, 700	0	0	0	100.0
23	田上町	362,600	170, 700	0	0	191, 900	47. 1
24	阿賀町	456,400	14, 100	0	0	442, 300	3. 1
25	出雲崎町	0	0	0	0	0	0.0
26	川口町	0	0	0	0	0	0.0
27	湯沢町	685,700	339, 500	0	0	346, 200	49. 5
28	津南町	718,400	267, 500	0	0	450, 900	37. 2
29	刈羽村	7,200	7, 200	0	0	0	100.0
30	関川村	23,400	10, 100	0	0	13, 300	43. 2
31	粟島浦村	0	0	0	0	0	0.0
	合計 調定額Aは	91,626,017	39, 987, 038	45,500 へ繰り越され <i>た</i>		51, 565, 079 頁 (平成21年度清	43.6

注:調定額Aは、前年度未納であったため、平成21年度へ繰り越された保険料額(平成21年度滞納 繰越分保険料額)

注:収入済額B①は、調定Aとして賦課され、平成22年3月31日までに市町村会計へ収入済みとなった 保険料額。

注:還付未済額日②は、収入済額日①に含まれている還付未済額

注:収入未済額D=A-(B①-B②)-C 収納率E=B÷A×100 ただしB=B①-B②

5. 市町村別療養給付費等の状況

(単位:円)

·						<u> (単位:円)</u>
				保険者負担分 (3)食事・生活	(4)訪問看護療	<u> </u>
		(1)療養給付費	(2)療養費	療養費	養費	(5)高額療養費
1	新潟市	61, 135, 534, 440	563, 434, 522	1, 380, 930, 926	137, 069, 370	2, 196, 324, 911
2	長岡市	21, 747, 205, 008	234, 285, 913	474, 929, 714	57, 813, 135	699, 134, 530
3	三条市	8, 306, 311, 659	43, 922, 727	190, 310, 066	23, 715, 620	267, 661, 915
4	柏崎市	7, 717, 003, 725	43, 911, 923	188, 437, 184	19, 208, 355	210, 507, 307
5	新発田市	8, 041, 961, 211	35, 991, 259	143, 060, 106	13, 177, 020	229, 673, 318
6	小千谷市	3, 608, 026, 448	20, 557, 590	85, 802, 626	7, 310, 159	108, 052, 196
7	加茂市	2, 999, 288, 191	15, 714, 906	70, 404, 370	2, 084, 220	93, 228, 754
8	十日町市	6, 302, 142, 210	49, 869, 701	144, 164, 616	7, 104, 015	180, 688, 435
9	見附市	3, 527, 612, 626	25, 364, 250	68, 315, 806	7, 345, 845	101, 332, 282
10	村上市	7, 287, 504, 341	18, 401, 598	181, 309, 692	9, 080, 555	217, 494, 507
11	燕市	6, 205, 393, 299	34, 685, 757	133, 164, 238	22, 794, 220	188, 169, 617
12	糸魚川市	5, 252, 058, 001	26, 881, 844	103, 218, 588	936, 630	153, 630, 089
13	妙高市	4, 058, 870, 928	28, 813, 152	80, 707, 066	2, 765, 295	120, 097, 054
14	五泉市	5, 040, 310, 190	30, 822, 923	104, 372, 686	7, 994, 710	164, 671, 722
15	上越市	18, 951, 210, 198	131, 722, 101	352, 996, 806	12, 590, 015	552, 200, 281
16	阿賀野市	3, 881, 967, 434	18, 401, 907	87, 515, 378	2, 367, 000	102, 132, 443
17	佐渡市	7, 795, 375, 104	101, 585, 794	166, 115, 078	5, 885, 280	252, 514, 814
18	魚沼市	4, 061, 607, 432	20, 983, 305	119, 169, 176	7, 432, 290	105, 216, 738
19	南魚沼市	5, 892, 577, 461	32, 221, 798	147, 850, 150	17, 129, 750	168, 455, 447
20	胎内市	2, 869, 159, 898	5, 745, 859	62, 811, 446	1, 423, 260	82, 791, 849
21	聖籠町	870, 292, 425	6, 188, 238	17, 151, 288	780, 165	24, 133, 662
22	弥彦村	628, 304, 997	4, 773, 232	14, 174, 080	1, 432, 980	18, 805, 906
23	田上町	1, 067, 170, 597	12, 919, 548	20, 568, 434	4, 508, 550	28, 593, 903
24	阿賀町	2, 067, 878, 799	9, 325, 063	36, 184, 582	1, 679, 285	62, 246, 726
25	出雲崎町	711, 045, 521	2, 555, 411	17, 626, 702	1, 975, 340	22, 554, 258
26	川口町	568, 108, 181	3, 476, 397	9, 897, 374	221, 535	15, 201, 233
27	湯沢町	702, 066, 312	1, 323, 941	16, 575, 802	0	22, 243, 889
28	津南町	1, 467, 186, 964	7, 153, 196	42, 875, 666	115, 740	43, 862, 332
29	刈羽村	473, 441, 476	4, 417, 625	11, 095, 538	1, 555, 605	12, 534, 057
30	関川村	868, 935, 600	690, 274	15, 930, 250	1, 200, 735	21, 506, 431
31	粟島浦村	56, 174, 160	54, 876	1, 732, 724	0	1, 324, 873
	合 計	204, 161, 724, 836	1,536,196,630	4, 489, 398, 158	378, 696, 679	6, 466, 985, 479

(注) 川口町の2月診療分の現物給付は長岡市に含まれている。

6. 市町村別葬祭費の状況

(単位:件、%、円)

		被保険者数A	14 mr —	(す Aに対する	11 <u>11:1针、%、円)</u> + 4人结
		(H21. 4. 1)	件数B	Bの割合%	支給額
1	新潟市	90, 393	4, 679	5. 2	233, 950, 000
2	長岡市	36, 677	2, 015	5. 5	100, 750, 000
3	三条市	13, 533	773	5. 7	38, 650, 000
4	柏崎市	13, 779	820	6. 0	41, 000, 000
5	新発田市	14, 235	758	5. 3	37, 900, 000
6	小千谷市	5, 976	342	5. 7	17, 100, 000
7	加茂市	4, 695	244	5. 2	12, 200, 000
8	十日町市	10, 891	602	5. 5	30, 100, 000
9	見附市	5, 678	340	6. 0	17, 000, 000
10	村上市	11, 755	721	6. 1	36, 050, 000
11	燕市	9, 873	562	5. 7	28, 100, 000
12	糸魚川市	8, 859	561	6. 3	28, 050, 000
13	妙高市	6, 049	359	5. 9	17, 950, 000
14	五泉市	8, 419	478	5. 7	23, 900, 000
15	上越市	28, 880	1, 590	5. 5	79, 500, 000
16	阿賀野市	6, 758	342	5. 1	17, 100, 000
17	佐渡市	14, 106	794	5. 6	39, 700, 000
18	魚沼市	7, 102	433	6. 1	21, 650, 000
19	南魚沼市	9, 573	580	6. 1	29, 000, 000
20	胎内市	4, 760	287	6. 0	14, 350, 000
21	聖籠町	1, 523	85	5. 6	4, 250, 000
22	弥彦村	1, 090	71	6. 5	3, 550, 000
23	田上町	1, 738	99	5. 7	4, 950, 000
24	阿賀町	3, 338	187	5. 6	9, 350, 000
25	出雲崎町	1, 226	98	8. 0	4, 900, 000
26	川口町	907	46	5. 1	2, 300, 000
27	湯沢町	1, 298	85	6. 5	4, 250, 000
28	津南町	2, 606	118	4. 5	5, 900, 000
29	刈羽村	753	43	5. 7	2, 150, 000
30	関川村	1, 391	71	5. 1	3, 550, 000
31	粟島浦村	105	7	6. 7	350, 000
1	合 計	327, 966	18, 190	5. 5	909, 500, 000

7. 市町村別健康診査の受診状況

(単位:人、%)

		被保険者数A	計画人数B	受診者C		<u>: 人、%)</u> 诊率
		平成21年 4月1日	(注)	H21.4月から H22.3月受付分	C/A	C/B
1	新潟市	90, 393	32, 980	24, 027	26. 6	72. 9
2	長岡市	36, 677	10, 917	9, 383	25. 6	85. 9
3	三条市	13, 533	1, 198	1, 306	9. 7	109. 0
4	柏崎市	13, 779	2, 800	1, 048	7. 6	37. 4
5	新発田市	14, 235	2, 800	2, 451	17. 2	87. 5
6	小千谷市	5, 976	850	586	9. 8	68. 9
7	加茂市	4, 695	1, 900	1, 619	34. 5	85. 2
8	十日町市	10, 891	2, 537	1, 905	17. 5	75. 1
9	見附市	5, 678	1, 500	1, 222	21. 5	81.5
10	村上市	11, 755	2, 300	1, 640	14. 0	71. 3
11	燕市	9, 873	2, 200	2, 126	21. 5	96. 6
12	糸魚川市	8, 859	480	722	8. 1	150. 4
13	妙高市	6, 049	1, 150	1, 090	18. 0	94. 8
14	五泉市	8, 419	1, 691	1, 068	12. 7	63. 2
15	上越市	28, 880	4, 700	3, 980	13. 8	84. 7
16	阿賀野市	6, 758	950	720	10. 7	75. 8
17	佐渡市	14, 106	3, 100	2, 612	18. 5	84. 3
18	魚沼市	7, 102	1, 900	1, 878	26. 4	98. 8
19	南魚沼市	9, 573	2, 991	2, 530	26. 4	84. 6
20	胎内市	4, 760	800	669	14. 1	83. 6
21	聖籠町	1, 523	530	416	27. 3	78. 5
22	弥彦村	1, 090	370	270	24. 8	73. 0
23	田上町	1, 738	220	231	13. 3	105. 0
24	阿賀町	3, 338	1, 090	876	26. 2	80. 4
25	出雲崎町	1, 226	406	287	23. 4	70. 7
26	川口町	907	250	177	19. 5	70. 8
27	湯沢町	1, 298	657	473	36. 4	72. 0
28	津南町	2, 606	1, 200	944	36. 2	78. 7
29	刈羽村	753	518	267	35. 5	51. 5
30	関川村	1, 391	200	149	10. 7	74. 5
31	粟島浦村	105	82	82	78. 1	100.0
	合計	327, 966 人数B」は、市町村は	85, 267	66, 754	20. 4	78. 3

注:「計画人数B」は、市町村にて把握した受診が見込まれる人数

8. 歳計現金債券等資金運用状況

(単位:円)

						\ + 2 . 1/
区分	種類	回数	運用延日数	運用延金額		利子
	生块	<u>ы</u> ж	建加是自然	建川是亚 识	一般会計	特別会計
华計理会	政府短期国債	20	1038	129, 582, 908, 100	432, 239	16, 659, 661
歳計現金	普通預金口座 (有利子性)	I	(解約)			430, 059
指定金 担保金	定期預金	I	(5年)	5, 000, 000	28, 000	0
合 計		20	1038	129, 587, 908, 100	460, 239	17, 089, 720

議会8月定例会

予 算 書 予算に関する説明書

• 議案第15号別紙 平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)

平成22年度

後期高齢者医療特別会計 補正予算書(第1号)

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第15号別紙

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,423,360千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 240,731,560千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年8月30日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合 連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位: 千円)

		款		-			項		···· ··· ·		補正前の額	補	E 額	計
1 7	j (IIT.	村 支	出	金					· · · · · ·		36, 929, 386		52, 456	<u> </u>
1."	·	11 ~	Jalaj	عد	1市	ШŢ	村	負	担	金	36, 929, 386		52, 456	
8額		±#)		金			13		 12	715		7	370, 904	
0 18	ę	越		32.				<u></u>			20,000			7, 390, 904
			٠.		1 繰	-	ā	X.		金	20,000	, ,	370, 904	7, 390, 904
													-	
												Transfer of the contract of th		
											· -			-
			٠											
				:						ļ				
												-		
	•													
	補 正	されな	: か・	った	款項	にカ	יל יל	る額	Ę		196, 358, 814			196, 358, 814
	歳		入		合	`		Ē	 -		233, 308, 200	7, 4	23, 360	240, 731, 560

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補,正額	計
6諸 支 出 金		1,000	7, 423, 360	7, 424, 360
	1 償還金及び還付加算金	1,000	7, 423, 360	7, 424, 360
				·
/				
	-			
		-		
				·

			į	
	·			
補正されなかった		233, 307, 200		233, 307, 200
歳出	合 計	233, 308, 200	7, 423, 360	240, 731, 560

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	a t .
1市町村支出金	36, 929, 386	52, 456	36, 981, 842
8 繰 越 金	20, 000	7, 370, 904	7, 390, 904
			-
, ,			
	·		
		·	
	100		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
補正されなかった款にかかる額	196, 358, 814		196, 358, 814
歳 入 合 計	233, 308, 200	7, 423, 360	240, 731, 560

歳 出

(単位:千円)

					The state of the s	The state of the s	補 正	予算額	の財源	克内 訳
		款		補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
							国県支出金	地方價	その他	702 71 108
	6諸	支	出	1,000	7, 423, 360	7, 424, 360				7, 423, 360
			-	The second secon						
					Attititions					
				4444						
						The state of the s				
		-			vision in the control of the control				:	
							·			
						**				· ·

										, ;
										ı
				-						
								_		
						-		:		
補	正され	なか	いった	233, 307, 200		233, 307, 200				
款	にか	か	る額							
歳	. 出	合	計	233, 308, 200	7, 423, 360	240, 731, 560	0	0	0	7, 423, 360

款			
項	補正前の額	補 正 額	計
₽ .			
1 市町村支出金	36, 929, 386	52, 456	36, 981, 842
1 市町村負担金	36, 929, 386	52, 456	36, 981, 842
2 療養給付費負担金	18, 364, 052	52, 456	18, 416, 508
			·
8 繰越金	20,000	7, 370, 904	7, 390, 904
1 繰越金	20, 000	7, 370, 904	7, 390, 904
1 繰越金	. 20,000	7, 370, 904	7, 390, 904
,	1		
	- 17 97414		
		- Contractive Cont	

								T		
					節			記	•	明
		X	<u> </u>		分	金	額	100		
_										-
					···					
			<u>.</u>							
_	2	過	年	度	分		52, 456	療養給付費負担金	過年度分	52, 456
							· · · · · ·			
_				, <u>,</u>						**************************************
-									,	
	1	繰		越	金		7, 370, 904	前年度繰越金	·	7, 370, 904
-								,		
										٠
	-									
			•	•						
-							***************************************			,
							Prince			
							-			
	*								•	
					, n,		7-15114			
								<u> </u>		
-					1165			•	•	
					71/14	•	-			

款					<u></u>	補正	-	予算	類	<i>0</i>)	財	源	内 訳
	補正前の額	補	正	額	計	特		定	財		源	1//15	W.
—— <u>, -</u> :			-			国県支出	出金			!	の	他	一般財源
3 諸支出金	1,000	7,	423,	, 360	7, 424, 360							-	7, 423, 360
1 償還金及び還付 加算金	 			, 360	 								7, 423, 360
2 償還金	1	7,	423,	360	7, 423, 361	-							7, 423, 360
							•	-					
											-		
				7 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 7	70000				, and a second				
					1100								
				, the state of the	11111				***************************************			*****	
The state of the s		÷		namphili.			There are the second se						
					- WALL								

										節				 		説明
		Z	<u> </u>							分			金		額	説明
												1		 		
_	-													 -		
	23	償	還	金	利	子	. 及	υ	害	N 5	5 彩	}		7, 423	, 360	001償還金 7,423,360 国庫負担金返還金 4,528,993 国庫補助金返還金 26,418 県負担金返還金 142,060 市町村負担金返還金 1,130,206 支払基金交付金返還金 1,595,683
		-		-												
													-			
												1000			**************************************	
															· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
														-		
								-				, the same of the			**************************************	

															-	

議会8月定例会

条例改正新旧対照表

· 議案第11号関係 専決処分第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例

·議案第12号関係 専決処分第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に 関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育 児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
第1条~第7条 (略)	第1条~第7条 (略)
(時間外勤務代休時間)	(加える)
第7条の2 任命権者は、当該職員の給与について定める地方公共団体の条例の規定により	(加える)
支給割合を引き上げた時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところに	
より、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間	
外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は	
第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第11条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条に規定する休日及び第11条第1項に規定する代休日を除いた日に	
割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。	
2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間に	(加える)
は、特に勤務をすることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務するこ	
とを要しない。	
第8条~第10条 (略)	第8条~第10条 (略)
(休日の代休日)	(休日の代休日)
第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において	第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において
「休日」と総称する。)である <u>勤務日等</u> に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日」と総称する。)である <u>勤務日等に割り振られた</u> 勤務時間の全部(次項において「休日」と	「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が
日の全勤務時間」という。) について特に勤務することを命じた場合には、規則の定める ところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)	<u>割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)</u> に割り振られた勤務時間の 全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた
として、当該休日後の勤務日等(第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指	生命(妖墳において「怀日の生動務時間」という。)について特に勤務することを明した 場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項におい
定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。	て「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することが
	できる。
2 (略)	2 (略)
第12条~第19条 (略)	第12条~第19条 (略)

議案第12号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則 で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の 運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該 請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行 うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割 り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある 者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就 学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該 子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支 障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるとこ

ろにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができ るものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条 第2項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する ために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定め るところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の 時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた 特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同 じ。) をさせるものとする。

ĺΗ

第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある 者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就 学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるも のが、常熊として当該子を養育することができるものとして規則で定める者 に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)が、 規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項 に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。) のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替 えるものとする。

(略)

(略)

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新 旧 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、 当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処 理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条に規 定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除 く。次項において同じ。)をさせてはならない。

第9条 (略)

- <u>3</u> 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月において24時間、1年について150時間を超えて、第7条に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条 (略)

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月において24時間、1年について150時間を超えて、第7条に規定する勤務<u>(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤</u>務を除く。)をさせてはならない。
- 3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<u>5</u> <u>前各項</u> に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。	4 前3項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第12号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、 <u>育児休業法第6条第</u> 1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 非常勤職員 (2) 臨時的に任用される職員 (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (4) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員 (5) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。	
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。 (1) 育児休業している職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことに より当該育児休業の承認が効力を失い、又は <u>第5条に規定する</u> 事由に該 当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休 業若しくは出産に係る子若しくは <u>同条</u> に規定する承認に係る子が死亡 し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2) (略) (3) (略)	(再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。 (1) 育児休業している職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことに より当該育児休業の承認が効力を失い、又は <u>第5条第2号に掲げる</u> 事由 に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前 の休業若しくは出産に係る子若しくは <u>同号</u> に規定する承認に係る子が 死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2) (略) (3) (略)

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新

- (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員</u>が、当該育児休業の承認の請求の際育児 休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、<u>育児休業をしている</u> 職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しよう とするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第6条</u> 第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。 旧

- (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>当該育児休業をした職員の配偶者</u>(当該子の親であるものに限る。)が3か月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について<u>再度の</u>育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

- 第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、<u>次に掲げる事由とする。</u>
 - (1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。
 - (2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に 係る育児休業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- 第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる</u>職員とする。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的に任用される職員
 - (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
 - (4) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に 育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

新

- 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務 (育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。) をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) 育児短時間勤務の承認が、<u>第11条第2号</u>に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
 - (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間 勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>3月以上の期</u> <u>間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員</u>が、当該育児短時間 <u>勤務の承認の請求の際育児短時間勤務</u>により当該子を養育するための 計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限 る。)。
 - (6) (略)

(5) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に 育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次 に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) 育児短時間勤務の承認が、第11条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
 - (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間 勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法</u>により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
 - (6) (略)

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の 条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務</u> 又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第16条 部分休業 (育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。 以下同じ。) の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規 の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとす る。

2 (略)

旧

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

- 第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の 条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
 - (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務 をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養 育することができることとなったとき。

(2) (略)

<u>(3)</u> (略)

(部分休業をすることができない職員)

- 第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる</u>職員とする。
 - (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の 5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
 - (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務を している職員
 - (3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
 - (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業の承認)

- 第16条 部分休業の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものと する。
- 2 (略)

平成22年8月定例会提出議案の概要

議案 番号	件名	主な内容	議案書ページ
11	専決処分について 専決処分第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員 の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について	地方公務員法の一部改正に伴い、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分を支給することに代えて、時間外勤務代休時間を新たに指定できることとし、施行日までに「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正が必要であったため。 (平成22年3月25日:専決処分)	1
12	専決処分について 専決処分第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員 の勤務時間、休暇等に関する条例及 び新潟県後期高齢者医療広域連合職 員の育児休業等に関する条例の一部 改正について	地方公務員法の一部改正に伴い、配偶者の就業及び育児休業取得等の状況にかかわらず、育児休業を取得可能とする等、施行日までに「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」の改正が必要であったため。 (平成22年6月25日:専決処分)	4
13	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連 合一般会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】 3,364,335千円 【歳出決算額】 3,310,693千円 【歳入歳出差引額】 53,642千円	8
14	平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】 239,441,089千円 【歳出決算額】 229,201,911千円 【歳入歳出差引額】 10,239,178千円	9
15	平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	平成21年度保険給付費等の実績に基づく各種精算に係る経費を補正するもの。 【補正前】 233,308,200千円 【補正額】 7,423,360千円 【補正後】 240,731,560千円	10

議案第13号 平成21年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】 (単位:千円、%)

区分	平成 21 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
歳入決算額	3, 364, 335	2, 997, 541	366, 794	12. 2
歳出決算額	3, 310, 693	2, 861, 746	448, 947	15. 7
歳入歳出差引額	53, 642	135, 795	△82, 153	△60. 5

【歳入歳出差引額】53,642 千円

平成22年度に繰り越して共通経費負担金の減額により精算します。

【主な歳入】(決算書7頁から10頁)

- 分担金及び負担金 936,500 千円後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費 負担金
- 国庫支出金 2,245,387 千円 低所得者及び被扶養者保険料軽減分に対する高齢者医療制度円滑運 営臨時特例交付金ほか
- 繰入金 41,114 千円 臨時特例基金活用事業(周知広報・相談体制整備)に対する臨時特 例基金繰入金
- 繰越金 135,795 千円

【主な歳出】(決算書11頁から14頁)

- 総務費 3,309,630 千円
 - · 特別会計事務費繰出金 973,623 千円
 - ・ 広く被保険者代表等の意見を伺う医療懇談会開催経費 225 千円
 - ・ 全県を対象にした新聞広告等の周知広報経費 5,586 千円
 - ・ 特別対策事業の周知広報等に対する市町村への補助金 7,643 千円
 - 臨時特例基金積立金 2,242,282 千円

【財産の状況】(決算書16頁)

○ 後期高齢者医療制度臨時特例基金 2,764,296 千円 (後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、保険料軽減額への財源 補填及び特別対策補助金等への財源充当の積み立て及び処分を行う基 金。平成24年度末にて清算処分を予定。)

※詳細は、決算書、監査意見書及び主要な施策の成果報告書を参照のこと。

議案第 14 号 平成 21 年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】 (単位:千円、%)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
歳入決算額	239, 441, 089	202, 360, 396	37, 080, 693	18. 3
歳出決算額	229, 201, 911	192, 682, 063	36, 519, 848	19. 0
歳入歳出差引額	10, 239, 178	9, 678, 333	560, 845	5.8

【歳入歳出差引額】10,239,178千円

このうち平成 22 年度にて約 73.7 億円を国県等へ返還精算し、約 0.2 億円 を医療給付費に充当しているため実質繰越額は約 28.5 億円となります。

【主な歳入】(決算書21頁から26頁)

- ○市町村支出金(保険料等分・療養給付分)・・37,277,147 千円
- ○国庫支出金・・・・・・ 79,094,821 千円
- ○県支出金・・・・・・・ 18,070,195 千円
- ○支払基金交付金・・・・・ 92,466,127 千円
- 繰入金・・・2,679,308 千円
 - ・ 一般会計繰入金(特別会計事務費分)・・・・・ 973,623 千円
 - · 基金繰入金(低所得者・被扶養者保険料軽減分) 1,705,685 千円
- 繰越金・・・9,678,333 千円

[保険料の概要] (主要施策報告書 10 頁)

○保険料率及び賦課限度額

区分	料率	備考
均等割	35, 300 円	【平成 22 年 3 月 31 日状況】
所得割	7. 15%	○一人当たり平均保険料額 41,791円
賦課限度額	50 万円	○賦課決定被保険者数 346,749 人

○保険料の軽減状況

○保険料の軽減状況 (単位:千円、人、%									
区 分		均等割							
軽減割合	2割	2割 5割 8.5割 9割 被扶養者 計							
軽減総額	155, 306	169, 705	1, 420, 377	1, 744, 554	2, 443, 494	5, 933, 436	277, 072		
対象者人数	21, 998	9, 615	47, 338	54, 912	76, 912	210, 775	28, 083		
同上構成率	6.3%	2. 8%	13. 7%	15. 8%	22. 2%	60.8%	8. 1%		

^{※「}同上構成率」=「対象者人数」/「賦課決定被保険者数 346,749 人 (H22.3.31)」×100

○市町村における保険料の収納状況

(単位:円、%)

区分	調定額	実収入済額	不納	収入未済額	収納率
	A	В	欠損額C	D	E (B/A)
現年度分	14, 548, 269, 000	14, 468, 885, 658	9, 500	79, 373, 842	99.5
滞納繰越分	91, 626, 017	39, 941, 538	119, 400	51, 565, 079	43.6

〔被保険者の概要〕(主要施策報告書 11 頁)

○被保険者数の推移

(単位:人、%)

区分	平成 22 年	平成 21 年	増減 (率)		
	4月1日現在	4月1日現在	垣侧 (平)		
男性	123, 994	121, 384	2, 610	2.2	
女 性	210, 149	206, 582	3, 567	1.7	
合 計	334, 143	327, 966	6, 177	1.9	
うち一定の障害の方	9, 251	9, 209	42	0.5	

○被保険者の内訳(負担割合別)

(単位:人、%)

区 分	平成 22 年	平成 21 年	増減 (率)		
区 万	4月1日現在	4月1日現在	增侧 (平)		
1割負担	319, 162	312, 804	6, 358	2.0	
同上構成率	95. 5	95. 4			
3割負担	14, 981	15, 162	△181	△1.2	
同上構成率	4. 5	4. 6			
合 計	334, 143	327, 966	6, 177	1.9	

【主な歳出】(決算書27頁から34頁)

○ 総務費

3,752,906 千円

- ○業務一般管理費 116,307 千円
 - ・派遣職員人件費等負担金・・・ 115,861 千円
- ○医療給付経費 606,476 千円
 - ・レセプト2次点検業務委託料・・・ 127,744 千円
 - ・審査支払関連業務手数料・・・・ 384,834 千円
- ○保険料賦課経費 707 千円
 - ・被扶養者情報提供料・・・ 643 千円
- ○電算システム経費 259,416 千円
 - ・標準システム関連業務委託料・・・ 85,213 千円
 - ・電算関係備品購入費・・・・・・ 20,253 千円
- ○医療財政調整基金経費 2,770,000 千円
 - ・医療財政調整基金積立金・・・ 2,770,000 千円

○ 保険給付費

(単位:千円、%)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	増減額	増減率
療養給付費	204, 161, 725	179, 005, 627	25, 156, 098	14. 1
その他療養諸費	6, 404, 952	5, 626, 457	778, 495	13. 8
高額療養諸費	6, 467, 150	5, 258, 212	1, 208, 938	23. 0
審査支払手数料	854, 473	762, 294	92, 179	12. 1
葬祭費	909, 500	821, 550	87, 950	10. 7
合 計	218, 797, 800	191, 474, 140	27, 323, 660	14. 3

[※]平成20年度は制度開始年度のため、11か月分である。

○ 新潟県財政安定化基金拠出金 88,593 千円 当該拠出金を受け入れた新潟県が国県分を加算して基金を造成 ○ 保健事業費 255,297 千円

(単位:人、%)

平成	21 年度		平成 20 年度			受診者	受診率
被保険	受診	受診	被保険	受診	受診	増減数	の比較
者数	者数	率	者数	者数	率		
327, 966	66, 754	20. 4	320, 929	65, 076	20. 3	1,678	0. 1

注:「平成21年度の受診者数」には、平成20年度受診者の請求遅れ分も含む。

【財産の状況】(決算書36頁)

- ○物品
 - ・サーバ機(電算処理システム用一括処理専用サーバ機) 1台
- 後期高齢者医療財政調整基金 2,770,000 千円 (後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、平成20年度の実 質繰越金を基金に積立て、平成 22 年度以降の保険給付費等に充当す る。)

※詳細は、決算書、監査意見書及び主要な施策の成果報告書を参照のこと。

議案第15号 平成22年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)について

【補 正 額】 7,423,360 千円 追加

【補 正 理 由】 平成21年度保険給付費等の実績に基づく各種負担金等の精算 に係る経費を補正するもの。

【主な歳入予算】(予算書5頁及び6頁)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	36,929,386	52,456	36,981,842	•療養給付費負担金 過年度分 (H21 実績精算分) 52,456
 繰越金	20,000	7,370,904	7,390,904	·前年度繰越金 7,370,904
歳入合計	233,308,200	7,423,360	240,731,560	

【主な歳出予算】(予算書7頁から8頁)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明	
諸支出金	1,000	7,423,360	7,424,360	〇 償還金(H21実績精算	分)
					7,423,360
				•国庫負担金返還金	4,528,993
				•国庫補助金返還金	26,418
				•県負担金返還金	142,060
				•市町村負担金返還金	1,130,206
				•支払基金交付金返還金	1,595,683
歳出合計	233,308,200	7,423,360	240,731,560		

注意:主な項目及び金額のみ表示しているため表中計算結果と合計金額等は一致していません。